

安政大災害 (1858) における加賀藩の災害情報と被災対応

嶋本 隆一¹⁾、高野 靖彦²⁾、前田 一郎³⁾

目次

1. はじめに (嶋本)
2. 加賀藩による災害情報の収集 (嶋本)
 - (1) 魚津在住役の動き
 - (2) 村役人等の動き
 - (3) 村役人と絵図作製
3. 被災者の救済 (高野)
 - (1) 地震被害と救済
 - (2) 3月の洪水被害と救済
 - (3) 4月の洪水被害と救済
 - (4) 新川郡における災害救済の特徴
4. 洪水災害からの復旧 (高野)
 - (1) 用水普請
 - (2) 川除普請
 - (3) 変地起返
5. 災害後の社会変化 (前田)
 - (1) 凶作の不安の広がり
 - (2) 米価の高騰
 - (3) 加賀藩領における打ちこわし・騒擾
 - (4) 疫病の流行
6. おわりに－災害の記憶化－ (前田)

1. はじめに

旧暦安政5年2月26日に飛騨越中を中心に跡津川断層を震源とする大地震⁽¹⁾が発生した。マグニチュード7.0～7.1⁽²⁾と推定されている。越中ではこの大地震により立山一帯で土砂崩れが発生し、特に常願寺川上流部立山カルデラでは、土砂が川を塞ぎ止めて随所に堰止湖を生じさせた。3月10日には、大町地震⁽³⁾をきっかけとして土砂や水が常願寺川に流れ込み堤防が決壊し、主に右岸側の村々に被害を与え、また4月26日も決壊して前回の右岸を含む、左岸にも土砂や水が流れて富山藩領にも被害を及ぼしている。越中では、立山の鳶岳が崩れたことを、象徴的に捉えて「大

鳶くずれ (おおとんびくずれ)」と呼んでいる。

本稿は、開館以来、この災害について古文書の調査分析にあたった元学芸課の嶋本隆一、現学芸課の高野靖彦、古文書調査を委託している立命館大学の前田一郎による研究成果の一部である。なお、執筆分担は上記(目次)の通りである。

2. 加賀藩による災害情報の収集

(1) 魚津在住役の動き

災害情報はどのように伝えられたのであろうか。まず、地震直後の内容が克明に記された『魚津御用言上留』⁽⁴⁾を中心に概要を述べようと思う。『魚津御用言上留』は、この災害が発生した当時の記事を含む、魚津在住役の成瀬主悦正居によって記録された加賀藩越中領関係の監察・警察業務日誌ともいべき資料⁽⁵⁾であり、加賀藩に上申した文書の控えである。配下の与力や同心が越中加賀藩領の三郡(新川郡・射水郡・砺波郡)を定期的に廻って作成した報告書を成瀬が写しをとって、加賀藩に提出した。

魚津在住役については、寛政5年(1789)の『本役加役魚津御用勤方心得書』⁽⁶⁾によれば、与力や同心を使って、越中加賀藩領の出水・風損や富山藩主の動きを報告するなど、本役16件加役8件の職掌があげられており、この職掌のなかでこの災害の情報が収集され加賀藩(近習中)に早速伝えられていると考えられる。

この災害の最初の記事は、2月28日付で加賀藩に報告した文書で、2月26日の地震直後の旧魚津城内にあった魚津役屋敷や武具が収納されていた土蔵の被害の状況である。いわば一番近くの災害情報を報告の最初としたものである。すなわち「魚津役屋敷北之方土塀五間斗より潰れ」、「武具土蔵二ツ之内西之方御土蔵根駄石ゆるき引込」、また、魚津町の災害に触れて、大工伝兵衛の家屋や滑川駅御蔵同所硫黄

1) 富山県立となみ野高等学校、2) 立山カルデラ砂防博物館、3) 立命館大学

蔵の損害、高月村往還の地割等の記事がある。また、富山藩については、「富山表之義ハ未何等不申越候ニ付、相知れ不申候（略）富山藩御領境等新川郡内為御取締方支配与力之内急々相廻可申様魚津表へ申遣候」として、現在のところ富山藩領の災害情報はわからないが、新川郡担当の与力（阿閉小右衛門）等に調べさせるとしている。

3月3日付の文書では、富山藩主の動向として「長門守様御立退之義（略）初メ布目村へ御立退、夫より又小竹村へ御立退」とあり、また立山カルデラ内の真川（常願寺川上流）が崩れた土砂によって「塞り止まり候真川等追々水洩出候」とあり、塞き止められている状態等の情報が、高原村藤内や芦畷寺村の村人からの情報を受けて与力同心らが報告書（調理書）を作成している。

（2）村役人等の動き

『安政五戊午年二月大地震記』⁽⁷⁾には、下記の報告書の内容が多く含まれている。

- ①立山別当岩畷寺衆徒から寺社奉行宛の災害報告が口上書で2月26日の大地震の注進と、3月10日の1回目の大洪水の内容。（岩畷寺衆徒→寺社奉行）
 - ②高野組・太田組・弓庄組・嶋組それぞれの十村役から改作奉行宛の4月26日2回目の大洪水の被害状況。（十村役→改作奉行）
 - ③嶋組・広田組の十村の連名で、嶋組広田組の4月26日2回目の大洪水の災害状況を改作奉行宛。（十村役→改作奉行）
 - ④岩城七兵衛の倅七三郎と石割村次左衛門の連名で、4月26日2回目の大洪水の被害状況を定検地奉行宛。（十村役→定検地奉行）
- また、『立山変事録』⁽⁸⁾には、下記の報告書の内容が多く含まれている。

- ⑤5月15日付で改作奉行から各十村役へ立山奥山の現況を伝えたもの。十村役を通じて組々へ回状し、承知した組は署名して別の組へ送り廻せというものであるが、十村役（この場合は、「天正寺村十次郎」）の判断で複数回状を作成させ、速やかに村々（この場合、「中川原など十四カ村役人中」）へ廻して人々を安心させようとしている。加賀藩から村々への災害情報提供の例としてあげられる。

（改作奉行→十村役→肝煎）

（3）村役人と絵図作製

この安政の大災害についての資料として、災害の情報をビジュアル化したものに絵図が残されている。常願寺川の上流から下流一帯（立山一帯から富山湾まで）の災害状況を描いたものや、奥山（常願寺川の本流である真川や支流の湯川）を描いたものなど多岐にわたる⁽⁹⁾が、判明する旧所蔵先（文庫名）をあげると、『前田文書』『斎藤文書』『川合文書』『杉本文書』『岩城文書』『内山文書』に含まれている。『前田文書』は富山藩、『斎藤文書』『川合文書』『杉本文書』『岩城文書』『内山文書』は災害当時越中の十村役を務めた家、『加藤文書』は加賀の十村役を務めた家、『浮田文書』は立山黒部を中心に山廻役を務めた家に残されている。『前田文書』を除くと、十村役・肝煎役・山廻役といった村役人によって作成されている。

それでは、どのように絵図が描かれたのであろうか。災害状況の状況を聞いて描かれたと考えられるものがある。図面上に誰がいつどこで見たかという内容が墨書されている。すなわち、『杉本文書』「立山大鷲崩見取絵図」⁽¹⁰⁾の図上には「此見取絵図ハ午四月上旬放士ヶ瀬新村直助歙崎山之頂江遠目鏡ヲ以テ見取旨ニテ利田村六郎右衛門ヨリ出来」とあり、4月中旬に放士ヶ瀬新村の直助が歙崎山山頂から奥山（立山カルデラ）の状況を見て、肝煎役深美六郎右衛門より十村役杉木家に遣わされ、その報告を聞いて、おそらく杉木弥五郎自身がこの絵図と文を書いたものと考えられる。

また、同じく『杉本文書』「安政五年地震立山大鷲山崩大水淀見取略絵図」⁽¹¹⁾にも「安政五年戊午五月廿一日千垣村五助等五人重而湯川筋見届方為指登同廿五日罷帰候湯川筋見取絵図」と墨書があり、5月21日から25日の間、千垣村の五助等5人が湯川筋の情報を報告している。

そして同じく『杉本文書』「安政大地震真川谷山崩大水淀見取絵図」⁽¹²⁾には、「（略）午五月六日常願寺川奥山西方真川筋為見届、奥山廻足輕佐野伝兵衛奥山廻り太田本郷村覚右衛門、東方湯川筋見届として同足輕勝岡同山廻り上市村五平太被指遣候、西ノ方佐野手合之見取図、御郡所江上候、扣申候」とあり、新川郡奉行提出用の山廻役が作成した絵図を自前で控えを作成している。

以上から『杉本文書』の絵図三枚の絵図と図上の

墨書を見ると、筆跡が酷似しており、また文の内容から杉木弥五郎が報告により墨書を書き、また絵図も本人が書いていると考えられる。

また、災害が終息した後に、越中加賀藩領全体の災害状況を絵図とその上に墨書したものが3組ある。3組としたのは、それぞれ山方図と里方図があって二枚で災害域を表現しているからである。3組とも重ねてみると山や川そして災害範囲を表した線はほとんど同じであるものの、顔料は微妙に違っており、線だけ写して後に色を付けたのかもしれない。

3組それぞれ加藤文書⁽¹³⁾、岩城文書⁽¹⁴⁾、富山県立図書館所蔵の絵図であり、十村役の家に残ったものである。加藤文書の絵図と富山県立図書館の絵図には、「初図山廻役調上」とあり、これに続いて加藤文書には「下砂子坂村 源作 改製」とあり初図は、山廻役によってつくられた絵図があり、それをベースに下砂子坂村の源作によってこの絵図がつくられたということがわかる。

註

- (1) 『最新版 日本被害地震総覧』(2003)
宇佐美龍夫著では「飛越地震」。
- (2) 『最新版 日本被害地震総覧』(2003)
宇佐美龍夫著による。
- (3) 『最新版 日本被害地震総覧』(2003)
宇佐美龍夫著による。
- (4) 金沢市立玉川図書館近世資料館所蔵
『加越能文庫』所収。
- (5) 前田一郎「安政の大災害関係史料(一)」
『立山カルデラ砂防博物館 研究紀要 第7号
(2006)』所収。
- (6) 金沢市立玉川図書館近世資料館所蔵
『加越能文庫』所収。
- (7) 金沢市立玉川図書館近世資料館所蔵
『加越能文庫』所収。
- (8) 富山県立図書館所蔵 前田文書
- (9) 嶋本隆一「十村役と絵図の作成について」
『越中山大鷲崩れ 安政五年大地震大洪水の
古絵図集成』立山カルデラ砂防博物館開館企画
展図録(1998)所収。
- (10) 「立山大鷲崩見取絵図」『杉木文書』富山県立
図書館所蔵 口絵4
- (11) 「安政五年地震立山大鷲山崩大水淀見取略絵

- 図」『杉木文書』富山県立図書館所蔵 口絵5
- (12) 「安政大地震真川谷山崩大水淀見取絵図」『杉木
文書』富山県立図書館所蔵 口絵8
- (13) 「大地震非常変損之図」『加藤文書』羽咋市歴史
民俗資料館所蔵 口絵6-①、6-②
- (14) 「安政五年常願寺川非常洪水山里変損之模様見
取図」『岩城文書』滑川市立博物館所蔵 口絵
7
- (15) 「安政五年大地震常願寺川水源山々動崩絵図」
富山県立図書館所蔵 口絵9

3. 被災者の救済

前項では、安政大災害において加賀藩では情報収集がどのように行われたのかを検証した。次にこうした情報収集の傍ら、被災者に対する実務的な処理がどのようにであったかという問題に移りたい。

これまで安政大災害に関する諸先学の研究は、被害状況の把握を中心に進められてきた。しかしながら、常願寺川流域の被害数字は、資料の制約上、地震被害と洪水被害の両方を含みながら語られてきたというのが実情であろう。⁽¹⁾すなわち震害がどの程度であり、地震後にいかなる救済が行われたか、この点が必ずしも明らかとなっていない。

加賀藩新川郡の常願寺川流域では、家屋等の倒壊もさることながら、両岸域において激しい地震動により灌漑用水の取入口や堰、川除(堤防)が多く破損している。⁽²⁾田畑では地割れやそれに伴う段差が生じ、地面の割目から砂や水が吹き上げる液状化現象が多発している。かかる状況を地学分野において藤井昭二氏が検証され、歴史分野においては廣瀬誠氏が史料を集約されており、保科斎彦氏が新川郡広田組における地震被害を仔細に纏めておられる。⁽³⁾

ここでは先行研究に基づきながら、常願寺川流域における地震被害と洪水被害を区分した上で、被災者への救済がどのように成されたのかを、新川郡十村役をつとめた杉木家に残された『杉木文書』⁽⁴⁾を手がかりとし、その過程を中心として見ていきたい。

(1) 地震被害と救済

常願寺川は全長56km、富山県と岐阜県との境に位置する北ノ又岳(上ノ岳)に源を発する日本屈指の急流河川として知られ、上流部で和田川(亀谷川)、称名川、湯川などの支流に分かれる。安政期において常

願寺川流域の村々は、一部の左岸域が富山藩に属していたが、大部分が加賀藩越中領新川郡に属し、郡奉行、改作奉行の指揮のもとで十村役（他藩の大庄屋）が支配した。以下、加賀藩新川郡における平野部の地震被害と被災対応について言及する。

地震動による平野部における被害の代表は、家屋、寺院、土蔵、納屋などの倒壊や破損である。倒壊被害は幕府直轄領（御料）であった飛騨北部 70 ケ村において甚大であり、全壊 709 軒を数えるが⁽⁵⁾、新川郡の村々、常願寺川流域の村々では如何なる被害程度であったのであろうか。

歴史地震による被害数字は史料によって相違があり、正確な数字を出すのは困難な状況であるが、先に述べられた加賀藩魚津在任役が記録した『魚津御用言上留』⁽⁶⁾ は、越中の地震被害を克明に記した史料であり、これに拠れば新川郡全体で全壊・半壊の家屋が約 680 軒、全壊・半壊の蔵・納屋が約 160 戸を数える。さらに常願寺川付近の上条組、下条組、高野組、広田組、島組、弓庄組 6 ケ組では、全壊・半壊の家屋が約 600 軒、全壊・半壊の蔵・納屋が約 120 戸を数えており、新川郡における倒壊被害の 85% に相当している。

それら村々毎に倒壊被害の数字を示したものが [図 1・2] であり、扇状地先端部から沿岸までの沖積平野において被害が認められる。隣村とはいえ被害の様相が同一でないことが分かる。殊に右岸域において家屋の全壊被害が激しく、この原因としては地震動に加え、激しい液状化が重なり、被害が拡大したものと想定される。一方で左岸域では、液状化が少なかったため半壊程度で済んだものと想定される。

続いて人的被害が上流部で甚大であったことは周知の事実であろう。奥山（立山カルデラ）では大鳶山・小鳶山の山体崩壊をはじめとして多くの山崩れが発生し、立山下温泉に入っていた木樵・狩人 36 人が崩壊土砂に飲み込まれ即死し⁽⁷⁾、中地山村では熊狩に出ていた狩人が 11 人、芦峯寺村では付近の山で炭焼きをしていた 2 人が土砂に巻き込まれて死亡したとの記録がある。⁽⁸⁾ ここでは詳述を避けるが、常願寺川上流部での土砂災害は、飛越地震を特徴づける災害であるといつてよい。

同史料には、その他、平野部の家屋倒壊による 7 人の圧死者と 1 名の病死者が記録されている。

[史料 1]

一、石割村十村弥五郎方ニ一季居下人肘崎村
久五郎与申者歳六十六之由

一、同村又次郎三男藤次郎与申者十五歳之由

一、同郡金尾村久五郎母ふよ六十三歳之由

一、同一田中村清吉悻千次郎十一歳之由

一、同二ツ屋村清兵衛妻ちよ四十一歳之由

一、同人三男春松四歳之由

一、同村善次郎娘りよ十六歳之由

右七人之者共前段大地震ニ而家潰材木

等之下ニ相成相果候躰、夫々手先十村等見

届候上死骸葬方申談候躰ニ御座候

一、同郡黒川村三郎右衛門祖母山抜ニ相果候旨

勇助及注進候ニ付指向承合候処右祖母儀

常々ニ瘡気持病ニ而右地震ニ恐瘡気

相募り二日相立病死仕候躰ニ相聞得申候

地震発生時刻が夜中の午前 2 時頃であったにもかかわらず、倒壊被害に比して死者は少なかったようである。発生後には家屋内にとどまらず、火の始末も適切に行われたためか、大規模な火災も発生しておらず、余震による被害も記録されていない。⁽⁹⁾

平野部では、家屋等の倒壊と地割れが主たる被害であったようである。かような惨状にもかかわらず、地震後の平野部における救済について記された史資料があまり見当たらない。

加賀藩新川郡では、平野部の情報収集もさることながら、むしろ奥山見分が頻繁に行われ、十村役を中心として上流域の情報収集に力が注がれており、現存する史資料の大部分がこのことを記したものである。ここから加賀藩は他領で過去に生じた災害情報を収集してだけでなく、常日頃から奥山の細部に至るまで巡視し、領内の地形及び地質的特質を把握していたことが明瞭である。⁽¹⁰⁾

さて、ここで一つ想定されることは、加賀藩では平野部での地震被害は重く受け止められず、一般的な対応が行われたのではないかということである。

地震後、十村役が岩瀬御蔵（藩米の収納蔵）の状況を調査し、崩れ落ちた米俵を元に戻しており、水橋御蔵・滑川御蔵でも同様の対応がみられる。したがって災害時には最初に村役人が蔵米などの被害確認を義務付けられていたのであろう。

次に平野部での地震被害に対し、上条組才許十村

安政大災害 (1858) における加賀藩の災害情報と被災対応

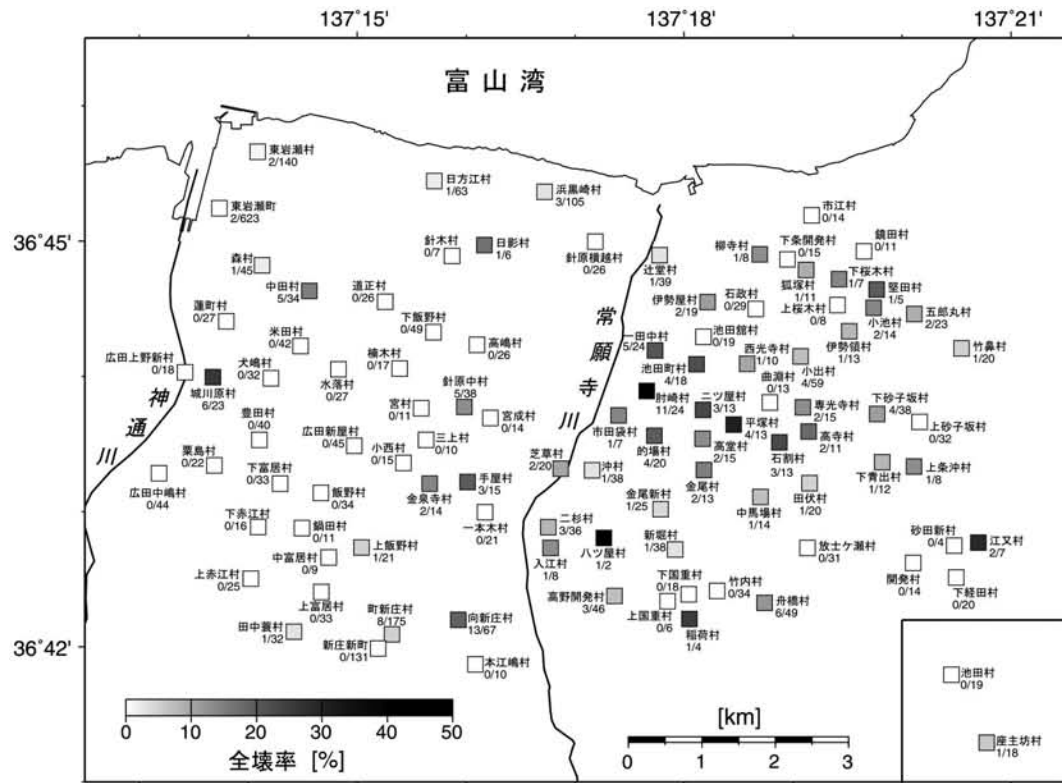


図1 常願寺川下流部周辺における家屋全壊率 (町村名に付随する数値は、全壊戸数/全戸数を現す)

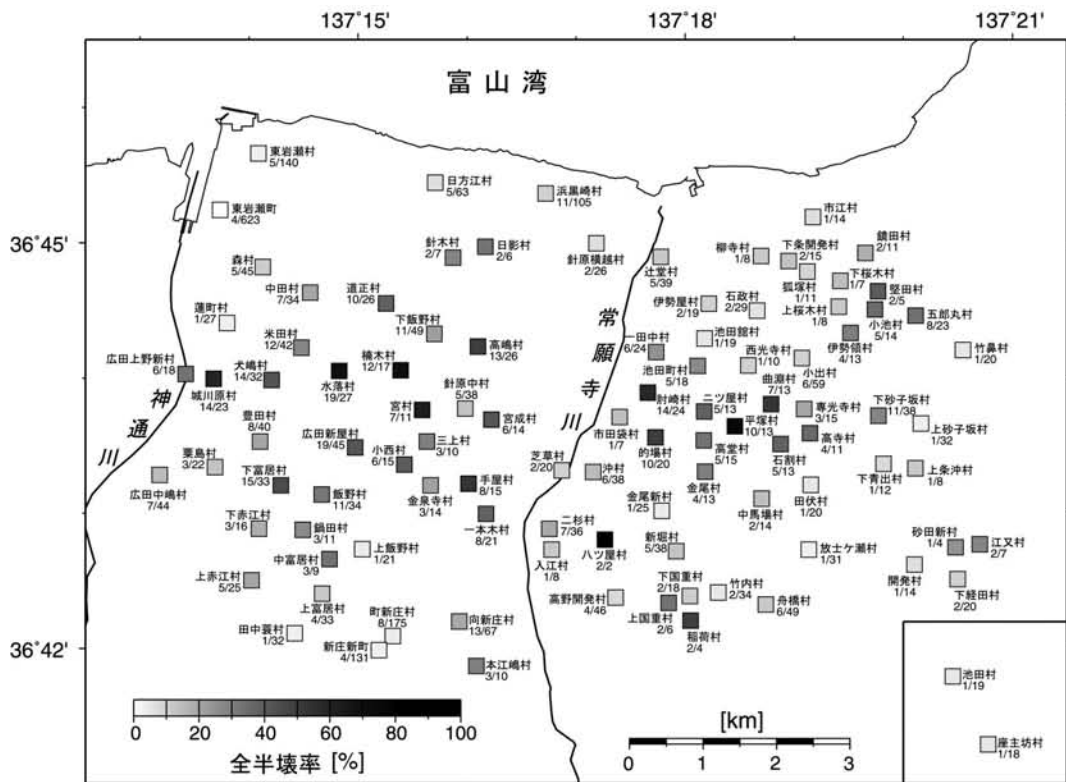


図2 常願寺川下流部周辺における家屋全半壊率 (町村名に付随する数値は、全半壊戸数/全戸数を現す)

※倒壊被害の数字は、地震による被害のみを「魚津御用言上留」からカウントしたものであり、洪水災害などの二次的被害は含まない。町村名に付随する数値は全壊戸数/全戸数 (図1)、全半壊戸数 (図2) を示す。全戸数については、「嘉永元年下条組高免等懐中禄」(富山県立図書館『杉木文書』蔵)、「嘉永六年大田組高免等手帳」(富山県立図書館『杉木文書』蔵)、「嘉永四年上条組高免等手帳」(富山県立図書館『杉木文書』蔵)、「安政三年七月島組手帳」(富山県立図書館『杉木文書』蔵)及び『角川日本地名大辞典 16 富山県』による。なお、作図は丹保俊哉氏(立山カルデラ砂防博物館学芸課)による。

杉木弥五郎は、倒壊家 36 軒に対して、再建のための借入金を 1 軒につき金 2 歩宛、計 18 両を御郡所へ請願したようである。⁽¹¹⁾ 他組の状況は史料が見当たらないが、おそらく定式の手当てであり、他組でも同等の取り扱いであったものと考えられる。

さらに弓庄組才許十村結城甚助が、新川郡の被害家数を取りまとめた上で御郡所へ提出し、貸米 155 石 2 斗を安政 6 年から無利息 15 ケ年賦で請願している。

[史料 2]

島組等村々、当二月之地震ニ而潰家等ニ相成候者共江御貸米百五拾五石式斗相願及相達候処、来年より拾五ケ年賦返上之趣を以御聞届之旨達江守殿より被仰渡候条得其意、右之趣申渡、来年より年賦通取立可致返上候、右ニ付御米切手受取可相渡候条、組々受取高振分御蔵向寄書早速可指出候、承知之印名判いたし先々早速相廻落着分可相返候、以上

午

六月廿一日

金谷与十郎印

島組

広田組

高野組

上条組

下条組

西加積組

中加積組

右組々才許十村中等

この請願は受届となり、6 月に御算用場からの切手により岩瀬御蔵 89 石 2 斗、水橋御蔵 39 石、滑川御蔵 27 石が出され、潰家 1 軒につき 3 斗 5 升、半潰家 1 軒につき 1 斗 7 升 5 合で貸米が渡された。[表 1]

このように加賀藩新川郡における地震後の救済は、食料と家再建費用の支給・貸付であり、これは同藩における他の被災対応と同様のものである。すなわち災害対応の仕方は一般的なものであり、藩の上層部では地震被害をさほど重い事態とみなしていなかったとの理解が適当とみられる。

田畑の隆起、沈降、地割れなどに対する対応は史料が見当たらないが、この時期は各村で荒起しが進められていたものとみられ、地元の共同作業で対処されたのではなかろうか。この実態については今後の課題としたい。

(2) 3 月の洪水被害と救済

2 月の地震によって奥山では崩壊土砂が真川、湯川堰き止め、いくつかの大小の湖を形成した。3 月 10 日（現行暦：4 月 23 日）、これらの堰き止め部が欠壊し、泥洪水が下流部に襲いかかり、右岸側の日置村付近で入川して、利田村をはじめとして村々を蹂躪し、多くの家屋を押し流し、田畑に泥入、石砂入となり甚大な被害が生じた。この被害数字は史資料に差があるが、「安政五年大地震・山突破・泥洪水一件」⁽¹²⁾ に記される次の数字を掲げておく。

損毛高：5,236 石 2 斗 5 升

被災町村（浦方西水橋を含む）：66 ケ所

流失・潰家：250 軒

土蔵・納屋：78 戸

溺死者：5 人

溺死馬：1 疋

救済者：1,592 人

ここに記される「救済者」とは、主として常願寺川右岸域の高野組において家屋が流失・潰家になった人々を指しており、住まいを失った人々が最も救われがたい階層として認識されている点を押さえておきたい。突発的な災害が発生した場合、被災者の困窮度を調査し、その度合いに応じた救済策がとられている点は、他藩の場合と同様であり、⁽¹³⁾ その度合いを判断する最初の基準が住居損失の有無であったと考えてよい。そのため高野組才許十村朽木兵三郎は「急難御救米」の支給を御郡所へ願ひ出ている。

[表 2] に示したように高野組 13 ケ村 128 軒に対して、3 月 10 日から 4 月 25 日にかけて、4 才以上の男女 1 日 3 合宛、計 74 石余の救米が支給されたようである。

高野組では、少し高台であった松本開（現：立山町五百石）への避難が行われたが、避難場所の指示は上部機関から行われておらず、これは洪水時に高台へ避難することが慣例となっていたことに加え、朽木が判断し、村民を誘導したものと考えられる。⁽¹⁴⁾ さらに朽木は、再洪水の不安におののく村民を考慮し、奥山の情報収集に努めており、十村役が「下位上達」といった役割のみならず地元被災者の精神的支援を主体的にすすめている。

表1 加賀藩領新川郡における飛越地震後の御貸米

御貸米(単位:石)

組名	潰家御貸米高	潰家軒数	半潰家御貸米高	半潰軒数	総御貸米高	蔵向
島組	40.250	105	37.800	216	78.050	岩瀬
広田組	5.950	17	5.075	29	11.025	〃
高野組	9.800	28	8.050	46	17.850	水橋
上条組	12.250	35	5.425	31	17.675	〃
下条組	4.550	13	2.975	17	7.525	滑川
西加積組	2.800	8	8.400	48	11.200	〃
中加積組	0.700	2	2.800	16	3.500	〃
その他	5.000	11	3.375	14	8.375	滑川・水橋
計	81.300	219	73.900	417	155.200	

※6月 地震による潰家・半潰家に対して155石2斗支給され、安政6年より15ヶ年賦とする
杉本文書「安政五年二月越中国大地震アリ、同三月十日 四月廿六日 常願寺川大洪水御用留帳」より作成

さて3月の洪水が発生した際、新川郡奉行大島三郎左衛門、金谷与十郎両名⁽¹⁵⁾は金沢に在府している。さらに改作奉行丹羽弟次郎、渡瀬三郎治、安井和介など10名も同様である。御郡所、改作所は御算用場内にあり、普段は金沢で執務しており、東岩瀬の御郡所には与力・足軽が配置されていた。

常願寺川右岸の利田上丁場には御納戸(藩支弁)による百間以上の川除(堤防)が設けられていたが、⁽¹⁶⁾ここが破損して入川となったことを十村役が注進し、その修理に取りかかっている。改作奉行木村九左衛門から定検地奉行出役の旨が早々に指示され、金沢に在府していた御扶持人十村神保助三郎らが在地の十村役に対して川除普請に必要な竹藤用意方を連絡している。

[史料3]

当日常願寺川出水ニ而、利田前百間丁場等切損致入川角等御注進有之二付、明後日定検地田伏殿等御出役、夫々御普請方被仰付候旨ニ而、右百間丁場之義ハ御郡方手合普請手入方与も御見廻り御指図可有之候、此段承知罷在候様今日御改作所にて木村殿より被仰渡候間、左様御承知可被成候

一、竹藤用意方無油断御勢子可被成候、近年迄組々持藪取直り候向等在竹御用之義も可仰渡候間、岩城様ニ而割符申談方等不指支様御懸引有之度候、当時在竹数しらべ帳者無御座候得共、先つ見込を以御割符方御弁可然候、近日私共婦村之上一兩年先キ出来竹しらべ帳等を以詮義、尚更仕候義も可有御座奉存候

右当用迄早々如斯ニ御座候、以上

三月十二日

神保助三郎

結城甚助

表2 加賀藩領新川郡における安政大洪水後の御救米

高野組13ヶ村128軒4才以上男女1日3合宛			
期間	日数	人数	御救米高
3/10~4/10	30	609	54.810
4/11~4/25	15	443	19.935
計			74.745
大田組・島組・高野組・上条組 82ヶ村 1571軒 4才以上男女1日3合宛			
期間	日数	人数	御救米高
4/26~5/11	15	8336	375.120
5/12~5/26	15	7596	341.820
5/27~6/11	15	5681	255.645
計			972.585
3/10~6/11		計	1047.330

杉本文書
「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」より作成

岩城七郎兵衛様

石割弥五郎様

さらに神保らが改作奉行に対して変損状況の現地見分を願い出て、これを受けて丹羽弟次郎が3月19日、金沢を出立している。この間に十村役が地震被害と洪水の変損高を調理し、それらを改作所番代・平次が帳面にして改作奉行へ提出することになっている。行程を見ると、丹羽弟次郎は常願寺川流域だけでなく地震被害が生じた地域を兼ねて見分していることが分かる。丹羽は出役先の上滝村で変損高の再調理を指示し、苗の植付けを控えた時期に洪水が発生した

ため、用水の破損修理を急務であると判断し、その点に注意をむけさせている。これに加えて十村役が相談所（十村寄合所）において次の内容を確認した。

①常願寺川の破損した用水取入口等の普請（工事）について図帳（見積書）を提出すること ②願方、相談の品々は4月25日までまとめておくこと ③普請で手入れが必要なものは図帳を4月中に提出すること

④再調査の書上が高野組しか出ていないため早く提出すること ⑤変損田地は精力を尽くして植え付けできるように戻す、今年植付が出来ないところは荒地にならないよう手配すること ⑥高野組の起返方、賄人足は下条組、弓庄組から差し出すこと。

十村役は必要な品々を4月25日まで書き上げ、提出する予定であったが、翌日に2度目の洪水が発生している。ここから2度目に洪水が発生するという事態を十村役が予期していなかったことが分かる。

（3）4月の洪水被害と救済

3月の洪水による被災者に対する手当てが行われていた4月26日（現行暦：6月7日）、常願寺川が再出水し、今度は大洪水が四手に分かれて左岸側へ押し入り、多くの家屋や作物を押し流した。4月の大洪水は3月以上の被害をもたらし、夥しい死者の存在が確実となり、十村役の再三の注進によって、加賀藩上層部もようやく事態を重く受け止めたようである。ここでも「安政五年大地震・山突破・泥洪水一件」に記される次の数字を掲げておく。

損毛高：20,561石9斗4升9合
被災町村：74ヶ所
流失・潰家：1,362軒
土蔵・納屋：808戸
溺死者：135人
溺死馬：8疋
救済者：7,353人

近世では自然災害が恒常的であったとはいえ、こうした被害程度から類推するならば、その対応は筆舌に尽くす苦勞であったことであろう。

十村役の任務は年貢収納と農事の奨励にあり、4月の洪水後、十村役は洪水により耕地を失い、家、家財、農具などの損失した村々へ食住の手当てを願い出て、農耕生活への再起意欲を図らなければならなかった。

さらに困窮度の度合いに応じた細かな救済策を講じることで、新川郡内の均衡性を保持する必要があるものとみられる。

4月の洪水後、十村役の請願書は多岐に及んでおり、内容を個別に詳しくみていくことにしよう。

a. 流失物の始末方

4月26日の洪水後、各十村役によって御郡所へ急報がなされている。⁽¹⁷⁾ これを受けて郡奉行から十村役へ「死者は溺死人として取り扱い全てを役所へ申告しなくてもよい」、「生存者は親類へ引き渡し、介抱中に発病死した場合は見届書を提出すること」⁽¹⁸⁾ が緊急措置として示達された。さらに川筋、海辺に流れた道具などを調べて始末するよう指示がなされ、関係川筋である神通川筋などの流失物も始末するよう命じられた。

[史料4]

当廿六日常願寺川又々出水ニ而泥水押出先達而高野組之内入川跡より又々泥水押込、泥込家等ニ相成、諸道具流失之分も有之躰、且西水橋杯之家諸道具流失いたし難義罷在候旨及断候之条、右川筋并海辺筋村々江流寄候諸道具杯拾ヒ置候品々有之哉、夫々相しらべ、若拾ヒ置候品有之候ハ、仕抹いたし、其段及断候様、右川筋等江急速可申渡候、承知之印名判刻附を以早々相廻、留より可相達候、以上

午

四月廿八日 金谷与十郎
午中刻 大島三郎左衛門

本又川筋并
海辺筋才許
十村中

また災害の混乱に乗じて川上からの流木を掠め取る者がいたようで、次の申渡がなされている。

[史料5]

当廿六日常願寺川出水之处、流木川上より調理置候分等多海辺江流寄、浦々江取揚候分等御縮方申渡置候得共、中ニハ心得違之者共有之内相聞候間、右浦々不取隠蔽重御申渡御座候様兼申度候、以上

五月朔日 小川采女印

金谷与十郎様
大島三郎左衛門様

右写之通申談候ニ付、浦々并海辺村々江流寄候共、一円不取隠嚴重可申渡候、承知之印名判いたし先々早々相廻渡、落着可相返候、以上

午

五月朔日 金谷与十郎印

浦々并海辺筋
村々
十村中

こうした始末方は、被災者の救済というよりは、洪水後の更なる混乱を未然に防止し、社会不安を抑止するためのものであろう。

b. 植付苗・農具の確保

洪水による植付苗の流失に伴い、改作奉行安井和介から新川・砺波・射水筋の余剩苗の囲方が仰渡されている。

その後、改作奉行渡瀬三郎治が新川郡へ出役しているが、これは特別な見分ではなく、状況見分を兼ねて年3回（荒起・植付・草払）の廻村を予定通り行ったものであろう。同道した十村役が見分先において田圃道具、作物外入米拵道具、野仕事并焚物道具、尿物方桶類等、木綿稼道具、食用器物の用意方を訴えており、農具だけでなく日用品の不足にまで及んでいる。渡瀬が、泥が干上がったら畑として大豆、小豆、粟、稗、胡麻を蒔き、時節が過ぎたら蕎麦、蕪類を巻き付けるよう指示している。但し5月初旬の段階では、再洪水の懸念が残っていたものとみられ、田植えの可否が問題となり、新川郡全体の被害程度を把握するための実地見分にとどまっている。

続いて5月16日から18日にかけて郡奉行金谷与十郎が出水状況の見分のために「御郡廻り」を実施している。これは洪水後、さらなる混乱発生を抑止するためのものであろう。

c. 救小屋・救米の救済

洪水による家屋等の流失被害が大きかった大田組

と島組では救小屋の設置を御郡所へ請願した。設置された救小屋は次の290棟余りであった。

[大田組]

荒川村、経堂村、山室町村、古寺村、秋吉村、荒屋村、流杉村、横内村、西野新村、石屋村、大場村、新名村、長屋村、城村、秋吉新村

計15ヶ村 98棟

[嶋組]

新庄新町97棟、新庄野村17棟、町新庄村27棟

計3ヶ町村 194棟

さらに家を失った人々へ「急難御救米」が5月に届き、まず44石055が支給されている。

[史料6]

覚

一、四拾四石五升五合	水橋町蔵 除別米御算用場切手 之表内
八石壺斗四升五合	上条組御失家等之者 共百八拾壺人分同数十五日振急難御救米高
三拾三石五斗七升	高野組右同断 七百四拾六人分
貳石三斗四升	島組御救米 願高之内渡り

右流失家等之者共へ急難御救米相願候付、御算用場へ相達候処、御貸米之方へ振替米有之儀相渡り候付、右割合之通割符いたし相渡候条、夫々配当可相渡候

一、昨日島組等相渡候米高之内に而四升五合高野組へ可相渡旨申渡置候得共、同組之分間違有之に付、不及相渡候条、右之分ハ大田組へ受取置可申候

一、先比高野組へ貳拾石、上条組へ八石、水橋町蔵米為振替相渡置候分今度相渡候米高之内に而水橋町蔵へ遂指引可相渡候

右之趣得其意承知候様致名判先々相進從落着可相返候、以上（後略）

続いて救小屋では3月と同様に4才以上の男女に1日3合宛で救米が支給された。[表2]は、大田組、嶋組、高野組、上条組82ヶ村1,571軒に対し、4月26日か

ら15日毎に人数の見直しをかけながら、6月11日までの救米の支給を示している。さらに6月20日まで、約2ヶ月間にわたりひとまず継続的に行われたものとみられる。

しかし6月上旬、洪水被害による動揺は一段落したものとみられ、御郡所から救米の指省（極難渋者のみ段階的に支給）が通達されている。これは変地起返（田畑復旧）が6月20日より開始され稼ぎ方が確保されたためであり、救米については変地高が3歩以上の村々で稼ぎ方のある分が指省となり、3歩以下の村々では全て停止された。こうした一連の共通の救済措置が約2ヶ月間実施された上で、稼ぎ方が開始された時点において、田畑変地高30%を基準に救済の差別化が行われている。この時点で救済から復旧作業へと転回していくとみるのが妥当であろう。

さらに6月の時点で人々の不安が払拭されたわけではなく、地震、洪水被害からいまだ十分な立ち直りをみない時期であったことが十村役の対応から窺うことができる。すなわち、こうした一方的な藩の取り決めに対し、村々から切実な上申がなされ、救米の継続、さらに壮健な者へ稼ぎ方の補助として「飯米現銀払米」の支給と御郡所、改作所へ次のものを願い出ている。

[願方之品々]

- ・郡奉行－御救米、定式御貸米、別段御貸米、
稼方仕入
- ・改作奉行－変地起返勢子米、農具仕入、夫銀取扱銀、
水損難御貸米、変地御償米、定式粉納、
三歩以下変地村々勢子米
- ・両奉行－返上米銀、打銀

さらに史料から翌年3月までの支給が確認でき、稼ぎ方のない者に対して救方の米と銀を渡すことが決まり、水橋御蔵（弘化2年初）から928俵250、銀4貫567匁3分3厘、岩瀬御蔵（嘉永5年初）から928俵156が3月に支給されており、老幼者等に対する救米が長期間にわたって成されている。

d. 貸米の救済

救米が支給されたが、不足する分は貸米として渡されたようである。家を失った人々へとり急ぎの「難渋御貸米」129石533が貸し渡されている。

[史料7]

覚

一、百式拾九石五斗三升三合 水橋町蔵御除廻米内
六拾壹石四斗三升四合 島組渡
五拾貳石壹斗八升九合 大田組渡
拾貳石八斗三升 高野組渡
三石五升五合 上条組 〆
右私共才許組々流失家等御貸米之方江御振替米之内先達而以来御渡被下候、外右割合之通重而御渡被下候間、夫々見斗配当可仕旨、依而御書替御渡二付、請取人指出候様被仰渡、難有奉得其意申候、則御書替今日請取申候、依而御請書上被申候、以上

午

五月十四日 岩城七郎兵衛
新堀村
兵三郎
石割村
弥五郎
天正寺村
十次郎

新川

御郡所 此廻文午五月十五日岩瀬より
到来、同十六日辰ノ上刻新堀江
送り遣ス

その他の貸米については十村役が当初、日数が経過していることを理由に特例として、流失家1軒3石、泥込潰家1軒2石、半潰家1軒1石5斗の貸米を御郡所へ願い出ているが、実際には流失家7斗、丸潰家3斗5升といった定式貸付米と同程度の貸付となったものとみられる。最終的には[表3]に示したように1,555軒分に対し、411石2655を安政6年から15ヶ年賦で願い上げ、7月に救米の過米2石670を加えたものとして貸し渡された。

これとは別に家再建の諸入用として、別段取扱銀155貫195匁を願い上げ、これもすべて受届となったようである。7月に稼方のない流失家1軒200匁、丸潰家1軒150匁、半潰家100匁、泥入家50匁、薄泥入家25匁に5段階に区分された上で貸し渡された。当座の救済において住居の確保がいかに重視されていたかが窺える。

表 3 加賀藩領新川郡における安政大洪水後の御貸米

(単位:石)

組名	流失家御貸米高	流失軒数	丸潰家御貸米高	丸潰軒数	半潰家御貸米高	半潰軒数	泥込家御貸米高	泥入軒数	薄泥込家御貸米高	薄泥入軒数	総御貸米高	軒数
広田組	100.100	143	—	—	—	—	—	—	—	—	100.100	143
大田組	69.300	99	11.550	33	30.275	173	38.675	221	4.8125	55	154.613	581
高野組	15.400	22	8.400	24	11.550	66	7.175	41	3.4125	39	45.938	192
島組	—	—	8.400	24	70.350	402	12.95	74	3.0625	35	94.763	535
上条組	—	—	0.350	1	—	—	—	—	—	—	0.350	1
その他	3.500	7	—	—	6.375	51	5.625	45	—	—	15.500	103
計	188.300	271	28.700	82	118.550	692	64.425	381	11.2875	129	411.2625	1555

※5月 御貸米411石2斗6升5合5勺(1555軒分)に加え、155貫195匁の別段取扱銀の貸付を願い上げる

杉木文書「安政五年二月越中国大地震アリ、同三月十日四月廿六日常願寺川大洪水御用留帳」より作成

e. 諸役銀の免除

郡打銀は土木工事等において郡単位に課せられた役銀で、ここから用水打銀が独立した。5月下旬に十村役が諸郡打銀、用水打銀、郡万造など諸役銀の用捨願を提出している。

[史料8]

常願寺川筋非常之洪水ニ而流家之者共当時御救ニ相成居申為躰ニ付、来月廿日上納諸郡打銀草高百石ニ付拾匁懸り之分火事家同様三拾六ヶ月御用捨被仰付被下候様奉願上候、昨年より四ヶ年軒別御借上銀之義当春諸郡示談之上奉願、流家之者も火事家同様御用捨被仰付候義ニ御座候ニ而今度打銀之義も同様奉願上候 (下線は筆者による、以下同様)

- 一、痛家深泥入等之分も今度之義ハ実以非常之義今以住居も難相成、畢竟立替不申而ハ不相成、流家同様之義ニも御座候間、是又三十六ヶ月御用捨被仰付被下候様奉願上候
- 一、今度之変損村高之三分ニ引足不申程之分ハ通例変地之例を以打銀様金上納為仕可申与奉存候、夫レより余分及変損候分ハ変地高ニ当ル打銀御用捨奉願候
- 一、右之通ニ付流家之者等持高しらへ寸急ニ相調兼申候間、上新川九組分上納之義一ヶ月御猶予被仰付被下候様奉願上候
- 一、用水打銀御郡万造之義も同様指除申義ニ被仰付可被下候

右之趣早速御指図被成下候様奉願上候、以上 (後略)

6月20日には、諸郡打銀 (持高100石につき10匁)の上納が予定されていたが、家流之者共は火事場同様3年間の御用捨を御郡所・改作所へ願い上げている。諸郡打銀、用水打銀は流失家、深泥込家ともに3ヶ年間用捨が受届けとなった。また変地高3歩(30%)以下の村々は諸郡打銀を全納とするが、変地高に相

当する分は用捨を願い、それら変損村々を調べるため1ヶ月の上納延期を申し出ている。

また西番村・庄右衛門らが清塩代銀上納において1ヶ月猶予を認められ、安政4年より軒別貸上銀が課されていたが、地震及び洪水にて潰家、半潰家、流家の者は1ヶ年用捨となっている。

労役のために春と秋に分けて代納した夫銀も償渡が成されている。12月上納は3歩以上の変地村々に対して7,249石559が引定納となり、その償方として5貫74匁6分9厘を郡方に渡された。翌4月には7,249石555が引かれ、それに相当する春夫銀が改作所より同じく渡された。

11月には小物成、返上米、返上銀を願い出て、変地3歩以上の村々へ償渡となった。定・散小物成は1貫537匁5分、返上銀は1貫479匁6分6厘、返上米は岩瀬御蔵と水橋御蔵から517石668出されている。

このように変地3歩以上の村々に対しては、気力と農地回復のために諸役銀などが特例措置として免除されており、新川郡では困窮者への手厚い保護が成されたとみてよいであろう。

f. 収納方の対処

加賀藩では年貢米の収納が10月から12月頃までに行われたが、9月に規定通りの収納難が確定した。

[史料9]

常願寺川筋変地村々御収納方之義歩入御定之通り御蔵入致得不申、村々又者御収納米高不残御貸米指紙を以入詰可申村々等有之趣ニ候間、此段組才許より御侍代官村上殿等江及通達置可申、尤御改作所よりも可被仰遣候得共、先づ組才許より早々申達置候様ニ与、河合殿等より被仰談候間、左様御承知早々村上殿江御達方可被成候、以上

午

九月廿八日

御扶持人

大田 島 高野 上条

御才許中様

10月上旬に御蔵米および給人米収納の指示が、改作所番代・平次より行われており、次のようである。

[史料 10]

十月九日御代官并蔵宿へ申遣候

先達而泥入変地村々御収納方之儀ハ、御蔵入并御給人知共変地不納丈ケ御印切手を以御償ニ相成候事ニ被仰渡候ニ付、御代官并蔵宿へハ御才許より右之趣御示置候様御米所より御談之趣、先日御在府中申上御帰之上御才許中様へ夫々御示置与奉存候、就夫今日御米所より仰ニハ先月に付、御談之趣蔵宿へ御談無之哉、今以蔵宿に而も御給人様方へ御願申上不納代り米舟倉御米或ハ水橋御米を以御渡方御願被下候様願上候由ニ而御給人様より御場御聞合之儀御座候旨（後略）

洪水により変地となった田畑は納租ができないため、年貢米の20分の1を減じた「変地御償米」を出すことが手当てとして行われた。安政5年には引高・引免が行われていないようであり、変地起返（田畑復旧）を奨励しながら、変地償米で御蔵米（藩米）と給人米収納を行ったものとみられるが、今のところ実際の収納高は明らかではない。

一方で飢饉等に備えて貯蔵するための「定式初納」の収納に対しては別の対処法が取られたようである。すなわち、3歩以上変地の村々は指省となり、そのため新川郡の他組へ100俵につき15俵の割増納となっている。新川郡の収納初高は6,864俵であり、そのうち割増初高は653俵4斗となり、これを新川郡16ヶ組で分担して収納しており、新川郡全体で不平等が生じないように対処されている。

g. 屋敷替・転地

洪水により復旧不可能とされた村々では、常願寺川右岸の高原野へ安政6年（1859）から万延元年（1860）かけて引越しが強制的に行われているが、⁽¹⁹⁾ 安政5年においても両岸の村々で自主的な同村への屋敷替、他村への転地が行われている。右岸の高野組において家を流失した59名が屋敷替を9月に許可されている。

竹内村5名（替先：字古町割）、下国重村5名（字三角割）、稲荷村2名（字三俵刈）、浅生村9名（字古苗代等）、曾我村5名（字苗代添）、上国重村2名（字小浦）、西芦原村9名（曾我村）、田添村12名（字越堀）、塚原村9名（字北浦等）、千垣村6名（字上り徳右衛門）

また同じく9月には左岸の島組新庄新町おける全130軒のうち57軒が荒川村領への転地を願い出て12月に許可されている。この人々は洪水後に救小屋で生活したが稼ぎ方に困り、他村への転地を余儀なくされたものである。

こうした屋敷替・転地は、一部で復旧の見込みが立たない状況があったことを示すものであり、常願寺川流域の両岸に位置した島組と高野組に属した町村々では、複合災害が長期的な影響を及ぼしたことを看取できる。

h. 冬稼方の手当

11月になり、十村役は難渋する者に対して冬稼ぎの手当てを講じなければならなかった。神保助三郎は各十村役に対して冬稼ぎに励むように次のような廻状を送っている。

[史料 11]

深変地村々ニ而雪中稼方も無之者之儀是迄冬稼ニ仕来り候藁稼□之品相励ミ可然候間、夫々御申論仕入藁代調兼候様之分ハ精誠御取図り御寄出可被成候

一、変地高起返方之儀全ク高持より出来可申義ハ申進も無之筈之所、夫々御上田より起返方被仰付置候趣、高持中ニおゐて別而難有儀ニ可奉存候、就夫而ハ来春出作方之儀高持中より深く心懸候ニ付、請作人々も只今より勤之方宜敷村々之儀其村長立候、人々等心得方宜敷故ニ而可有御座候、然所高持中等心得方右ニ相反シ子作勤方も無之ヶ所も有之哉与御聞、前村役人始教諭方不行届勢子方等閑之由ニ御察当御座候間、右様之々向者、急度取直り候様御入念御勢子可被成候、右廻文申進候間、無御油断御懸引御尤ニ御座候

此状早々御順達留より御返可被成候、以上

午

十一月十八日

在府
神保助三郎

新堀兵三郎様等

この時期の難渋人は、大田組 813 人、島組 1,017 人、高野組 288 人となっている。十村役は冬稼仕入藁代 10 貫 610 匁のうち 7 貫を藩に願ひ出ている。先の救米の支給状況と同じように長期間にわたって生活が圧迫された人々がいたことが分かる。

i. 町方施米

先述したように 7 月には願ひ出た各種米銀の支給が実際に成されたが、この時点で富裕な町人と思われる泊町与三左衛門による町方施米が決まっている。11 月に入り 100 石の町方施米が島、大田、高野、上条組の極困窮者へ渡されたようである。

[史料 12]

覚

一、百石	施米
内	
四拾八石五斗式升	島組
三拾六石五斗式升	大田組
拾式石壺升	高野組
式石九斗五升	上条組
ノ	
午	
十一月	

近世社会では、こうした「施行」と呼ばれる民間からの扶助が町人の社会的義務として行われたようである。但し、富裕度に応じて厚薄があるため、地域毎に不均衡であったことが諸先学により指摘されている。⁽²⁰⁾ そのため、却って郡全体において困窮度に応じた救済対応が成される必要があったのであろう。

(4) 新川郡における災害救済の特徴

これまで安政大災害における村々の救済の内容と処理手順について概観してきた。洪水後に難渋した被災者に対する救済手順をまとめてみると、まず洪水後に上部機関より秩序保持のために①始末方の指示が成され、②救米の支給、救小屋の設置 ③貸米、

入用銀の支給が流失家に対して優先されて行われ、実質的な救済が行われる。その後、負担の免除、例えば諸役銀の免除、収納方の償い方(変地償米)などが時宜に応じて徐々に成されている。救済が一段落するのは約 2 ヶ月後であり、復旧による稼ぎ方が開始され、屋敷替・転地等が行われている。

これらは御用状などの村役人が控えた文書から見た救済内容と手順であるが、たとえ史料に十村役の立場が色濃く反映しているという状況を顧慮しても、被災者の救済において十村役が果たした役割は頗る大であったといえるのではなかろうか。

加賀藩新川郡では、災害対応の指針等が初期段階で示されるケースは認められるものの、主に村役人である十村役からの注進書や請願書に基づき、その都度、郡奉行や改作奉行が政治的判断を下し、算用場で審議の上、各奉行から指令が下されるという形を採っている。しかし災害救済や対応の内容は、十村役の請願書によるものとほぼ同様であり、実質的な対応は十村役によって進められている。すなわち、加賀藩新川郡における災害対応の特徴は、農村支配を任とした十村役が相互で対処法を協議し、上部機関である御郡所、改作所へ注進・請願することで推進されたとみるべきであろう。そのため加賀藩上層部では災害救済の方針は立てられず、少なくとも安政期の新川郡では、十村役による自主的運営が進行し、その意向が尊重される社会が成り立っていたことを想定しうるのである。

4. 洪水災害からの復旧

2 度の泥洪水・大洪水によって常願寺川流域の村々では復旧作業を余儀なくされた。その詳細な実態については膨大な資料上、すべてを網羅することは困難であるが、ここでは 4 月の洪水後の用水普請(用水補修)、川除普請(堤防補修等)、変地起返(田地復旧)に分けて新川郡での復旧過程の一端を見ていくことにしたい。そこから被災者の救済と同様に、災害復旧においても実質的推進者が十村役であったことを明らかにしていきたい。

(1) 用水普請

安政期における常願寺川諸用水は 22 あり、3 月洪水後の調査に拠れば、水請高は 78,635 石 8 斗 5 升 3 合である。⁽²¹⁾

[右岸側 用水水請高]

秋ヶ嶋用水	4,364 石
釜ヶ淵用水	2,225 石
仁右衛門用水	1,153 石
三千俵用水	3,381 石
高野用水	4,170 石
利田用水	2,614 石
三郷用水	9,262 石

[左岸側 用水水請高]

岩繰用水	1,498 石
(内、加賀藩領 750 石、富山藩領 748 石)	
太田用水	9,182 石 7 斗
清水又用水	3,901 石
(内、加賀藩領 1,626 石、富山藩領 2,275 石)	
筏川用水	3,345 石
横内用水	1,797 石
嶋用水	3,005 石
向新庄用水	1,104 石
荒川・流杉用水	245 石
町村用水	300 石
経堂用水	1,200 石
金代用水	61 石
町新庄用水	2,064 石
広田用水	13,235 石 7 斗 1 合
針原用水	10,528 石 4 斗 5 升

メ 78,635 石 8 斗 5 升 3 合

(内、加賀藩領 66,431 石 1 斗 5 升 3 合、富山藩領 12,005 石 7 斗)

取水口は「小西家文書」⁽²²⁾における宝永6年(1709)の記録から13取水口が既に知られるが、天保7年(1836)の普請絵図⁽²³⁾や安政5年の災害絵図等には、嶋用水の取水口が独立して描かれており、洪水時には14取水口であったことが看取される。

2回目の洪水後、左岸側では現場責任者である江肝煎等から、荒川取水口から町新庄村下まで泥で埋まったとの申し出があり、嶋組才許十村岩城七郎兵衛、広田組才許岩城平兵衛が見分の上、改作所へ次のように注進している。⁽²⁴⁾

[史料 13]

昨廿六日未ノ上刻頃、常願寺川不時ニ大洪水いたし川筋村々御田地一面之大泥置ニ相成、嶋組・広田組御田地過半相養候広田針原用水取入口より町新庄村下手迄長間之間夕泥石砂等馳込平地同様ニ相成、江筋皆潰ニ相成申候

一、嶋組村々之内御田地相養候嶋用水等別段同様石砂泥置ニ相成申候

一、広田針原用水懸り村々植付相仕舞罷在候処、水不足仕候ニ付、水入取方として嶋組・広田組村々より人足并才許肝煎と六拾人余用水口被指遣候内、五六人斗罷帰候得とも、其余何方へ参候哉行衛相知不申候ニ付、尋方嚴重申渡置候

一、嶋組・広田組之内相養候下沢用水大破至極、入川跡ニ相成、用水取入方出来不申旨及断候ニ付、尚更取入方詮儀仕居申候

右之通用水口々等大破至極ニ相成候旨并肝煎等より及届申候ニ付、早速罷出夫々見分仕候処、前段之通相違無御座候ニ付、尚更水取入方等勢子仕居申候右為御注進申上候、以上(後略)

広田・針原用水だけで24,000石近くの水請高であり、その復旧は急務であったものと推断される。通常の用水取入口や堀立ての修繕は、基本的に自普請(組打銀村普請)であり、⁽²⁵⁾各組において諸経費が平均分配され、江堀人足賃は1人1匁8分とされ、組才許十村の監督下で普請が開始されている。取入口の水門と堤江は応急修理が困難であり、基本的には取水目的で秣江(導水路)をかけ、堀川が行われたものとみられる。入用不足分は願い出て諸郡打銀で賄っていたが、5月に緊急措置として、当座の修繕費用である20貫目がひとまず改作奉行から渡されている。

また富山藩加賀藩出合の三室用水は江肝煎らが取入不可能と判断し、一作見合いとなることが認められ、早くから畑作を開始している。その他の用水普請は、水請高が大きいものが優先されたようであり、6月までの復旧状況を次に示そう。

秋ヶ島用水	4,364 石
釜ヶ淵用水	2,225 石
仁右衛門用水	1,153 石
高野・三千俵用水	4,551 石
利田用水	2,614 石
三郷用水	9,261 石

針原用水 10,524 石 9 斗 5 升
 広田用水 13,235 石 6 斗 5 升 1 合
 〆 47,929 石 6 斗 5 升 1 合

加賀藩領だけで約 70%以上の復旧率であり、田植えの時期であったため、迅速に応急の用水普請が進められていったことが窺知される。

但し、その用水打銀（入用費）が中勘（途中勘定）で約 66 貫目不足の見込みとなり、6 月に急遽、十村役が 100 石につき 30 目懸の「用水中勘打銀」の別段取立てを願い出ており、これを改作奉行が許可している。さらに 7 月には、用水打銀 60 貫目が手余りとなる見込みから、諸郡加銀として渡してほしいと改作所へ願い上げている。

[史料 14]

覚

草高百石二付

一、三拾目懸り 新川郡用水中勘打銀

但当七月六日上納

右安政五年分新川郡用水打銀之内中勘右之通取立申渡奉存候間、御入御立可 []

安政五年六月

伊東彦四郎等

五人

御改作

御奉行所

御付札

本文承知候事

改作奉行 印

覚

一、式百貳拾貫目程 常願寺川筋用水ニ不時普請方入用大綱

一、拾五貫目程 利田前荒川前当年不時普請方見込

〆式百三拾五貫目程

内式拾貫目 御役所より御取扱銀

残而

式百拾五貫目程

内

五拾五貫目程 御郡ニ而当度折々仕度奉存候

五拾貫目程 常願寺川筋江下村引請年季仕度を以て為消込申度奉存候

五拾貫目程 御郡へ引請右同断

〆百五拾五貫目程

残而

六拾貫目程 消込仕度手余り申銀高

右常願寺川筋非常変損ニ付、用水不時普請方入用仕抹方御郡ニ而精誠示談仕、年季消込等仕度相立候得共、右之通り手余り申候而致方無御座候間、御役所へ御引取被下、諸郡加銀ニ而も被仰付可被下哉、何分宜敷御詮議被成下候様奉願上申候、以上

午七月

伊東彦四郎等

五人

御改作

御奉行所

ここから常願寺流域で用水普請のために 235 貫目の入用銀が必要であるとし、先渡し 20 貫を引いて 215 貫目が払い方として見込まれている。おそらく十村役は、当座の人足賃などの支払いを商人からの借用等で工面していたものとみられる。

6 月までに臨時の修繕を終え、7 月には本格的な普請の見積書作成に入っている。堀立て幅・深さ・長さとその人足数、藤籠・秣江数、中詰人足数、筵・藁・鳥足数、水門用材木数、粗朶・縄数を江肝煎に調べさせており、その際、人足賃は二割減とせず、1 人 180 文とすることを御扶持人十村が指示している。こうして用水復旧は、江肝煎と十村役が連携しながら進めていったようである。11 月には利田前と荒川口が完了し、水門等修理に対して諸郡打銀による手当と不足銀 14 貫 596 匁の拝借を願い出ている。

(2) 川除普請

常願寺川における川除普請は、その重要地点である大場前丁場、中川口丁場などが御普請（御納戸方）と称される藩の直営工事であった。これは災害時に十

村役の申請に対して定検地奉行が見分を行い、その指揮下において十村役、川除勢子方附役が監督するもので、入札或いは随意契約で行われた。さらに出水時には十村役が人足を出して急防することが義務付けられていた。安政大災害の復旧においては先の用水補修が田植え時期とも重なったため優先されたが、当然ながら河川と用水は密接な関係があり、急場の用水普請後には川除普請が行われている。

3月泥洪水では川東（右岸側）の利田前丁場等が欠壊し、さらに4月大洪水では、この箇所に加えて川西（左岸側）の上滝前・後・下丁場、大場前丁場、中川口丁場、朝日前丁場等が欠壊したとみられる。

早速5月に入り定検地奉行が見分し、川除普請を指示しているが、普請箇所が多く籠方などの準備が間に合わず、さらに普請設計額から二割減と御為銀（地元負担）の用捨を十村役が改作所へ申し出ている。

[史料 15]

常願寺川非常之変損ニ付、川除御普請早速被仰付候様御願申上、且変損村々非常大變之事存候、式割減御為銀も御用捨被成下度旨も御願可奉申上、折柄之義ニ付竹并藤籠出来方之義も成限入用高相減申度、且変損村々ニ罷在ル籠組共等迄に而ハ手足り不申義共も可有御座哉に付、右籠方之義ハ他組他郡之者ニ不抱入用少ニ出来可申者御詮義被成下、当作受負ニ被仰付被下候様仕度奉存候間、定検地所御舟入宜敷御詮義被成下候様奉願申候、以上

午

五月 伊東彦四郎等五人

御改作

御奉行所

5月下旬に竹蛇籠・藤籠などに使用される資材の発注準備が進められ、唐竹は他郡への発注に加え、長州より買い入れが行われ、請負人となった射水郡大門新町六兵衛が東岩瀬港へ長州竹を回送している。⁽²⁶⁾

6月上旬、損壊箇所を定検地奉行・田伏、野村、明石、疋田が出役見分し、さらに現地調査・測量した上で⁽²⁷⁾、算用場の審議が行われ普請にとりかかっている。当初の御普請用立人数は3,373人、その内、川除用立人数1,687人、起返用立人数1,687人であった。6月下旬、

変地起返（田畑復旧）が開始されて程なく川除普請も着手されている。そのため当初は人手が足りないばかりか、流出した大石が地方人足の手にも負えず普請が進展しなかったようで、6月下旬に射水・砺波郡からの人足を願い出ており、これを受けて定検地奉行が指示を出している。

[史料 16]

常願寺川々除御普請之義ニ付、頃日相達候趣遂詮義御算用場江相達定検地所詮義有之所、別紙写之通相達候ニ付、為承知相渡候之条、泥付村之者共精誠起返方

指加為致出精候義尤ニ候事

七月

改作奉行 印

常願寺川筋

変地起返

主附中

当六月御達ニ相成候常願寺川々除御普請人歩方之義ニ付、御達小紙ニ左之通御改作所御奥書を以御場達ニ相成候写常願寺川々除御普請人歩方之義ニ付、右之通御扶持人共等申聞、尤之詮義振ニ御座候間、尚更於定検地所早速詮義方御座候様仕度候、以上

矢部唯之助

林 省三

御算用場

常願寺川筋川除御普請方江地方人足召仕候義ニ相成居候得共、地方迄ニ而者手余り候ニ付、他所人歩も召仕申度旨御窺申上置候義、御承知之通りニ候処、別紙之通り御指図仰来候ニ付、相廻候間、夫々御承知可被成候、此廻文急速御順達留より御出張所溜江御返可被成候、以上

戊午

七月十二日

新庄御出張所ニ而

起返方主附 印

大田 島

高野 上条

御才許中様

常願寺川御普請所
附役中様

写

新川郡常願寺川筋川除御普請先達而山拔出水ニ而御普請所大破至極ニ相成候ニ付、夫々取図り変地等ニ而稼方無之村々人足を以御普請申付候事詮義仕、夫々取懸り申候、然処追々水附家等仕抹方其上変地起返之義一時ニ相成候ニ付、他郡人足召連度旨御扶持人願小紙ニ改作奉行中與繼を以御達申ニ付、為御詮義御渡承知仕候、元来先達而以来御普請方申付候節、泥付村々稼方も無之ニ付、地方人足召仕方改作所等示合夫々御達申儀も御座候ニ付、夫々人歩割を以御普請ニ取懸り申候処、是迄土居石川除等手馴不申人足共ゆへ中々大石過分ニ有之、手ニおよひ不申躰ニ而、急速御普請も出来兼申義、其上手馴不申事故後々引足銀も過分ニ可相懸り体ニ付、改作所与も示合候処、此節変地起返ニ而稼方も指支不申旨、左候得者他郡等人足是迄川除ニ手馴候者新川郡・礪波・射水等村々遂詮義、大石等多有之地方人足之手ニおよひ兼候ヶ所者請負勤ニ申付候ハ、引足薄クも可然与存候、尤急場ニ而無之可也土居懸渡方手輕之ヶ所々者常願寺川泥付等村々稼方ニ申付候ハ、可然義与も存申候間、急場六ヶ敷ヶ所々々者請負勤之事ニ可遂詮義候間、此段御達申候、仍而御渡之別紙返上仕候事

午

七月八日

定檢地奉行

ここに見える「新庄御出張所」並びに「起返方主附」については後述するが、こうして7月には人足方も整い、川除勢子方附役等が人足監督に出向き、[表4]に示したように各月20～40匁の入用銀が中勘渡され、普請も順調に進んでいる。

一方、洪水により自普請が無理な場所も発生し、荒川筋26ヶ村では破損した土居を郡普請で修理してほしいと願ひ上げている。さらに普請途中の8月18日夜に再度出水して、左岸側にある荒川、赤江川、中川、半俵川の普請箇所が再び破損したようである。常願寺川支流は、すべて自普請であったため、負担に耐えがたい場合には損害調理書と見図帳（工事見積）を提出し、藩からの手当てを受けている。

表4 常願寺川除普請入用銀

安政5年12月(本勘)

組名・村名	銀(目)
大田組	86,084.18
上滝村	4,403.93
大場前	81,644.91
嶋組	104,522.92
中川口	23,123.92
大中島村	23,762.97
朝日村	28,900.09
日俣村	12,517.17
西芦原新村	1,021.17
貫田村	2,468.20
向新庄村	12,238.01
一本木村	1,376.82
中野新町	55.92
町袋町	1,058.42
高野組	60,214.00
西大森村	9,211.92
半屋村	9,162.42
日置村	7,902.95
利田村	22,924.39
西芦原村	2,537.20
高野開発村	1,062.88
常願寺村	1,078.92
入江町村	3,643.64
二杉村	587.29
二杉村用水出合	585.21
柴草村	281.46
肘崎村	126.16
上条組	612.94
百中村	211.12
伊勢屋村	80.35
柳寺村	263.78
水橋館村	88.69
広田組	295.57
〆	251,730.06

安政5年6月～11月(中勘)

月	銀(貫目)
6月	20
7月	30
8月	30
8月	40
9月	30
10月	40
11月	30
〆	220

杉木文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」より作成

荒川筋では8月出水後、水附により田地復旧に支障をきたしたため、危険箇所は川除土居に対して優先的に御普請をするように願い上げ、さらに9月に両川縁の補修を同じく御普請にて願い出ている。改作奉行より見図帳の提出を命じられ、荒川・中川・半俵川の人足だけで延 21,776 人を要していることが分かる。

一方で、赤江川筋でも同様に御普請を願い出ている。9ヶ村肝煎が、8月出水による堀川工事を終えた10月、川向の富山藩領の普請状況を理由に川除土居の補強を願い出しており、藩境での村々の様子が窺え、興味深いものがある。

常願寺川流域では、関係する町村が「水下村」と称する組合を設けて、利害を共有していた。7月、「水下銀」1貫924匁970を中勘で藩に上納することになっていたが、これも用捨を願い出ている。

さらに大場前五・六番丁場では、水勢突附普請勢子役として砺波郡大滝村与右衛門せがれ猪之助、射水郡小杉新町軽之丞、郡方附役東岩瀬勘左衛門と大田組才許十村金山十次郎で人足勢子したが、防ぎきれず砺波郡大田村長兵衛ら人足 45 人を雇い 10 日間荒防しており、過分の銀が必要となった。そこで事後処理において人足賃 1 貫目の引足方を願い出ている。

こうして紆余曲折しながらも、12月に常願寺川除普請での入用銀の本勘（最終勘定）調理書が改作奉行へ提出されている。[表4] ここから安政5年には251貫730匁6厘かかっていることが分かり、中勘渡の入用銀 220 貫目を差し引いた不足分の 31 貫 730 匁 6 厘が勢子料銀から渡された。安政5年だけでもかなりの普請費用を要しており、急防とはいえ大規模な普請が行われている様相が抽出される。

(3) 変地起返

変地起返とは、災害で破損した田畑を再び生産ができるように復旧することをいう。安政大洪水により石砂、泥が入り込んだ田畑を復旧する作業は、どのように行われたのであろうか。

5月下旬、十村役が先に調理した村々の変地高数をもとに、当初は変地3歩以下の村々と屋敷高を除いた変地高 22,860 石に対する起返料を見図り、石砂入分を川原開と同等に、泥置分を山開と同等のものとし方針を立てている。さらに 560 貫目の当年渡し、作業道具として鶴之嘴 200 挺、石砂鍬 200 挺の仕入方を願い出ている。

変地高 100 石の村で開作人 15 人 30 日として 450 人とすれば、100 歩 10 人懸りとして 4,500 歩 (18.7 石) 立帰りが可能であるとしている。この計算でいくと、変地高約 20,000 石を、1 年間で 8,000 石回復させ、3 年間で完了させる見込みであったことが推断される。

・変地起返 仕入見図り (初発のもの)

古田変地高	22,668 石
新開変地高	2,738 石
ノ	25,406 石
内 3 歩以下指除高	1,196 石
屋敷高	1,342 石
ノ	22,860 石

・変地高段階区分 (4 段階)

石交石砂入変地高	3,000 石
石砂入変地高	4,000 石
厚難泥入変地高	7,000 石
泥置変地高	8,860 石
ノ	22,860 石

・人足見図り

人足見図り	934,320 人
日用銀	1,681 貫目
	(1 人つき 1 匁 8 分図)
内 当年貸渡願	560 貫目
	(1 石 70 目として代米 8,000 石、代粉 32,000 俵、日用銀の 3 分の 1 に相当)

さらに6月6日、御扶持人十村・神保助三郎が作成した「変地起返方仕法」を改作奉行へ提出し、作業準備を本格化させている。

仕法では、①鍬使いは幼老・男女区別なく行うこと

②起返賃料は出来歩数分で配当とし、100 歩につき切渡すこと ③賃料をもらう者は救い方より指省くこと ④起返勢子料は 3 歩以上の変地村に渡し、半分を粉、半分を銀とすること、先ず 30 ~ 40 日の賃料として粉 1,000 俵 (後に 1,500 俵に変更)、銀 50 貫目を渡してほしいこと ⑤組才許、新田才許は町新庄村・小三郎方を根宿とし、諸事取調理方を行い、家賃料と飯料を払うこと ⑥勢子方下役は 10 ヶ村または 15 ヶ村から 2 人相立、一刀為帯とし、役料は 1 日につき銀 2 匁とすることが決められ、6 月 20 日から 3 歩以

上の変地村を対象に起返を開始するため、4、5日前より勢子方下役が見廻りを指示された。

変地起返は、次の起返勢子方主附6名と勢子方下役13名が改作奉行より任命され、6月20日に町新庄村小三郎方に改作所の出張所(詰所)を置き、神保以外の十村役で詰番割を決め人足監督をしながら進めていった。

[起返勢子方主附] (安政5年)

神保助三郎、岩城七郎兵衛、結城甚助、布施村与三兵衛、下砂子坂村太左衛門、高柳村弥三郎、熊林村孫市(12月に追加)

[起返勢子方下役]

西番村庄右衛門、西番村伝次、大田本江村金右衛門、横内村弥右衛門、向新庄村善太郎、朝日村間兵衛、道正村又次郎、大島村兵助、利田村六郎右衛門、竹内村六三郎、沖村伝助(9月19日病死)、佐野竹村宗次郎、西光寺村七郎兵衛

人足賃は、起返勢子料として粃・銀で渡され、粃は岩瀬御蔵別除粃から出された。⁽²⁸⁾ 安政4年、岩瀬御蔵の蔵入米本勘10,264石2斗8升、返上米本勘1,257石8斗1升7合、粃納1,595俵2斗5升であり、別除粃21,449俵3斗3升9合であった。この別除粃のうち、弘化2年から嘉永6年分の15,000俵を起返勢子料として渡すことが決められた。さらに粃は岩瀬御蔵で晦日、10日、20日渡し、銀は町新庄出張所で25日、5日、15日渡しとされ、6月に弘化2、3年粃から1,923俵5斗3升と銀50貫目が渡されている。[表5]は安政5年6月から翌年4月までに渡された起返勢子料を示したものである。

表5 変地起返方勢子料

安政5年6月～安政6年4月(中勘)

月	粃(俵)	銀(貫目)	備考
6月	1,923.530	50	弘化2年、3年粃
8月	2,000.000	50	弘化3年、4年粃
9月	1,400.000	50	弘化4年粃
11月	1,000.000	50	嘉永元年粃
12月	1,065.925	35	嘉永元年、2年粃
2月	1,000.000	50	嘉永2年粃
3月	4,866.436	100	嘉永2年～5年粃
4月		50	
	13,255.891	435	

杉木文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」より作成

人足賃取りは、1人につき1匁8分とされ、100歩出来につき受け取りとなった。

[起返方人足賃取]

土日宜敷蒸打100歩 4人懸

7匁2分

泥入5寸より6分迄100歩 7人懸

12匁6分

泥入8寸より9分迄揉返100歩 11人懸

21匁6分

泥入1尺より1尺2分迄揉返100歩 15人懸

27匁

6月21日より起返が実際に開始され、改作奉行から来春に鋤が入れられそうな箇所は、種物を下賜され、大根、蕎麦、小麦を蒔いて対処するように示達された。深さ1尺斗へ尿土を入れているが、泥が深い箇所は畝打している。

さらに復旧箇所が多い上、復旧事業が一斉に開始されたため、変地起返においても川除普請同様、勢子方主附が人足不足のため「他所功者成者」を願い上げている。当初は人足確保が急務であり、他所から多くの人足が稼ぎ方を求めてきたようである。

[史料17]

覚

- 一、変地起返方廿一日より取始申候
- 一、泥入之内、来春ニ致り押而も鋤を被入候程之ヶ所ハ只今起返方指省置可申候、右様之地元之内此節大根為蒔下可申候
- 一、変地高数先達而書上有之候得共、右ハ急難中ニ取調理申分ニ而変地高村高之三分以上より以下之多与変地起返御取扱方差別相立候ハ右差別之境尚更変地高数相違無之様仕可申義ニ付、只今入念仕居申候間、三分以上之変地ニ書上置候村数之内品ニより三步以下之部より引下候村方も可有御座候哉ニ奉存候
- 一、盆前より盆後迄之間ハ成限蕎麦為蒔下可申、尤種之義ハ私共ニ而相調渡遣申度奉存候ヶ所ニより蕎麦刈取候跡江小麦為蒔附ヶ所も可有御座候只今之処、右心得も含ミ起返為仕可申奉存候右変地高起返取始候様子迄申上候、尚々追々御達可申上候事

午六月

新川郡

[史料 18]

常願寺川筋変地起返方当廿一日より取始、先ツ泥深サ壹尺斗より内之ケ所々之上ハ、泥下夕江入尿土上ニ相成候為揉返、且泥深ニ而揉返候義及兼候ケ所之内泥土目可也ニ相見へ候ケ所者、泥置之俣畷打ニ為仕居申候

一、右之通り起返方取始候へ共、先達而已来山入淀水押出候由折々風評有之、人氣相騒多分村方立退居家屋敷泥込其俣ニ打捨置候村々、此頃ニ至り山入淀水完早拔出候義無之段分明ニ相成、追々村方江立帰候処、家内泥込取出不申而ハ住居難仕ニ付、頃日漸々右取出方ニ相懸り且川除御普請方へ相勤候者も多ク御座候ニ付、変地起返方未タ十分ニハ取始り不申、何分揉合セ起返方十分ニ相成候様仕度取仕切示談仕居申候

一、起返方取懸り候処、元来泥置ニ而江筋々も一面ニ相成居少々雨降ニも所々水淀出来起返方相成兼候ニ付、右様之処ハ先ツ江形出来水淀不申為仕申候

一、変地村々領何れも薪木ニ可相成、山木多ク流懸り居候処、先達而已来人氣相騒捨取候義も仕兼候処、此節一同右取集方ニ相競是又人々必用之品之事故、為指止兼申候処、家仕抹方川除御普請方変地起返方等一時ニ相成、私共心組通り起返方等果敢行不申、何分大仕事ニ御座候事存候、変損村々之者共迄に而全ク仕上申度筋而已申罷在候而ハ御普請出来方普請起返方とも手後れ之義も出来可申、何れにも御普請方早速出来起返方果敢行候へハ、人々稼方も自然如元ニ有之候肝要之義ニ御座候存候、幾重ニも起返方早く相願心候様仕申度奉存候間、川除御普請方急場之ケ所等地方人歩上ニ而出来方相後可申分ハ他所

人歩も指加申度、起返方之義も村方人歩手足り兼候向者、他所功者成者も少々為指加申度、左候へハ見比へ励ミニも相成、可然奉存候間、此段御聞置被下候様仕度御窺奉申上候、尤川除方之義ハ別紙を以御窺申上候間、定檢地所御示合御聞届被下候様仕度奉存候

右常願寺川筋変地起返方当時之模様申上候傍、御窺申上候間、早速御下知被成下候様仕度御願申上候、以上

午六月

神保助三郎
岩城七郎兵衛
結城甚助
布施村与三兵衛
下砂子坂村太左衛門
高柳村弥三郎

御改作

御奉行所

9月6日に起返の途中状況を書き上げており、それに拠れば、大田組 331,806 歩、島組 327,043 歩、高野組 58,000 歩 620 であり、その他を加えて 860,857 歩 970 であり、石高に直すと 3,587 石程が出来している。

12月には改作奉行へ当年分の起返歩数を報告しており、[表6]に示したように起返歩数 2,265,232 歩であり、石高に直すと 9,439 石程が出来している。当初は1年間で8,000 石程度の起返を見込んだことから、予定以上に順調に進んだようであり、ここまで人足賃 228 貫 700 匁を要している。

さらに2月には、3歩以上の変地村々で春の作付尿仕入銀を改作奉行へ願ひ上げているが、植付可能として 13,250 石が見込まれている [表7]。ここから洪水後の復旧事業は、経験以上の規模であったが、それが却って他郡からの人足補助を招き、速やかに行わ

表6 覚（起返方出来歩数並賃料勘定書上）

組名	起返歩数	石高直し	賃銀(単位:匁)	銀渡(匁)	粗代(匁)	粗数(俵) 1俵=20匁として
大田組	1,039,760	4,332.337	90,603.43	25,421.42	65,182.00	3,259.05
島組	1,019,918	4,249.663	110,200.04	44,393.67	65,846.00	3,292.15
高野組	186,098.4	775.826	25,524.06	17,723.40	7,801.20	390.03
上条組	19,455.5	81.065	2,372.40	2,372.40	—	—
Σ	2,265,232	9,438.891	228,699.93	89,910.89	138,829.20	6,941.23

※先渡賃銀 228,740.09 - 228,700.46 = 39.63 島組大中島村貫田村に渡置

杉本文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」より作成

れたとみてよいであろう。

変地高3歩以下の村々に対する起返勢子料は、当初は指除となっていたが、ようやく2月にこれを不服として十村役によって請願されている。変地高3歩以下の該当29ヶ村に対して、人足賃を3歩以上と同様に1人1匁8分宛とし、銀9貫782匁5分7厘を以って起返を進めたいとして、受届となったようである。⁽²⁹⁾

しかし常願寺川では、翌安政6年5月19日に再度洪水が発生し、大田組、島組、広田組、高野組、上条組で計7,938石419の変地が生じ、順調に進んでいた起返箇所の大部分が損毛した。⁽³⁰⁾したがって本格的な復旧は万延元年から開始されるが、紙幅の都合により別稿に譲りたい。

以上、安政5年、加賀藩新川郡の常願寺川流域において復旧事業がどのように行われたのかを、用水普請、川除普請、変地起返に分けて見てきた。川除普請と変地起返は、藩から財政的な補助を受け、軌を一として行われたことが明瞭であった。安政大災害の復旧事業は、これまでの経験知を凌駕するものであったが、工事請負人のみならず他郡からの人足補助により却って速やかに事業が行われている。

加賀藩新川郡では、被災者の救済と同様に、十村役が江肝煎や村肝煎からの情報を元に方針を立て、改作奉行、定検地奉行へ上申・請願しながら復旧の実務的処理を進めたとの理解が適当とみられる。十村役が果たした役割は頗る大であったといえよう。災害に遭遇した近世社会の村々では、地元村民による人海戦術により普請を行うことが前提であった。そこでは自治意識を再認識することになる。そうして惹き起された意識が基層となり、村々を統括した十村役が災害復旧を自主的、計画的に推進していったとみるべきであろう。

また地震後の対応とは異なり、洪水後の対応は十村役により迅速に進められている。そこには常日頃から洪水への対応を備えた地域社会の様相が窺えよう。

近世社会において、災害後の復旧事業による稼方は被災者の救済策であり、そこには最終的に災害を克服しようとする姿勢は見受けられず、むしろ生活を維持することに精力が向けられている。それは「明らかに主体的に洪水を受容しようとする積極的な考え方が存在していたこと」⁽³¹⁾の表れであり、水防技術の限界性を受容した社会のあり方であろう。

註

- (1) 被害数字については、廣瀬誠「解題 安政大地震とその文献」『越中安政大地震見聞録』所収、富山県郷土史会校注 1976、野入潤「安政五年常願寺川大水害始末」『越中郷土研究』所収、越中郷土研究会 1982、『富山県史』IV近世下、宇佐美龍夫『新編日本被害地震総覧』1997などがある。
- (2) 例えば、杉本文書によれば、下立用水、舟倉野用水が地震によって破損している。
- (3) 藤井昭二、古田清三、廣瀬誠、高瀬保『古地震被害調査研究報告書その1』藤井環境地震研究所 1996、藤井昭二、古田清三、廣瀬誠、保科斉彦『古地震被害調査研究報告書その2』藤井環境地震研究所 1997
- (4) 杉本文書「安政五年二月越中国大地震アリ、同三月十日四月廿六日常願寺川大洪水御用留帳」、「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」、「常願寺川泥洪水後変地起返方仕法窺等留」(富山県立図書館蔵) なお、特に断らない限り、本稿の記述はこれらの史料に拠っている。
- (5) 飛騨郡代高山陣屋文書『飛州村々地震一件』(岐阜県歴史資料館蔵)
- (6) 成瀬正居手記『魚津御用言上留』(金沢市立玉川図書館蔵)
- (7) 前田文書「安政五年午越中立山変事録」、杉木

表7 安政六年正月 常願寺川筋三步以上変地村々起返地元作付尿仕入銀拝借願上申帳 1石につき平均13匁回り

組名	起返出来高(単位:石)	当年植付迄出来可仕高中勘(石)	高(石)	尿代銀(匁)
大田組	4,332.330	1,667.670	6,000.000	78,000
島組	4,249.660	1,750.430	6,000.000	66,000
高野組	775.340	324.180	1,100.000	12,000
上条組	81.600	68.940	150.000	1,350
	9,438.930	3,811.220	13,250.000	157,350.000

杉本文書「常願寺川筋大泥洪水ニテ非常ノ変損ニ付願方等一件留」より作成

文書「安政五年大地震山突破泥洪水一件」(富山県立図書館蔵)による。また、地方文書である「酒井家文書」『大山町史』P 826～828所収では死者数が35人とある。

- (8) 註(6)に同じ。
- (9) 例えば、嘉永元年(1854)上滝村の村掟では、「第一火の用心、廉末無之様ニ急度相守可申渡、火之番相当り候節ハ日夜相見廻り、火消方急度見届可申候事」『大山の歴史』P 199～200所収とあり、各村々で火之用心が最重視されていたことが窺える。
- (10) 寛政元年(1789)の常願寺川出水では、歙崎山南縦一里斗、幅一里斗が山抜けし、川を堰き止めたため、藩から調査隊が派遣されている。こうした山間部の地形、地質の把握は、奥山廻り(御用)の見分などにより成され、情報が集積されていたのであろう。
- (11) 『安政五年山崩一件 乾』(金沢市立玉川図書館蔵)この史料は、杉本文書を写したものである。
- (12) 杉本文書「安政五年大地震山突破泥洪水一件」(富山県立図書館蔵)
- (13) 菊池勇夫『飢饉』2000
- (14) 松本開(現:立山町五百石)は文化11年(1814)、新堀村杉木兵左衛門義通により開拓され、天保8年(1837)、町立が許可された。
- (15) 田川捷一『加越能近世史研究必携』1995
- (16) 「新川郡常願寺川筋御普請所分間絵図」(富山県立図書館蔵)は、天保7年(1836)の常願寺川における川除普請状況がわかる貴重な絵図である。
- (17) 新川郡各組からの注進書を書きとめたものに、森田平次『北国大地震記』、『火災地震記録四種 単』(金沢市立玉川図書館蔵)などがあり、後者については『富山県史』史料編Ⅳ近世中に一部翻刻されている。
- (18) 杉村利一『水橋乃歴史-安政乃大洪水と西水橋乃被害-』1997
- (19) 石原与作「引越村について」『立山町史』下巻所収。
- (20) 北原糸子編『日本災害史』2006
- (21) 註(12)に同じ
- (22) 小西家文書「常願寺川全川十三各用水関係村田高等記」
- (23) 災害絵図の例として、「安政五年常願寺川非常

洪水山里変地之模様見取図(里方図)」(滑川市立博物館『岩城庄之丞文書』蔵)、「大地震非常変損之図」(羽咋市歴史民俗資料館『加藤文書』蔵)などがある。

- (24) 註(11)に同じ。
- (25) 『富山市史』通史編P 930を参照。
- (26) 長州竹の移入については、『富山県史』P 1377を参照。杉本文書には、安政5年の蛇籠用竹値段書上があり、三才竹(30本詰)、四才竹(20本詰)一束630文 五才竹(10本詰)、六才竹(6本詰)一束930文 七才竹(4本詰)、八才竹(3本詰)、九才竹(2本詰)一束1貫370文 小唐竹(50本詰)一束630文 長州より東岩瀬までの船運賃1束につき1匁宛 長州からの買入れのため一束につき2、3分斗雑用懸、とある。
- (27) 高樹文庫「新川郡常願寺川筋所々分間野帳」、「安政五年六月新川郡常願寺川筋へ出沒日記」
- (28) 石瀬家文書「旧続由緒簿」『広田郷土史』P 223～224には、起返料検査役として、向新庄村孫三、町袋村市左衛門、朝日村間兵衛の名がみえる。
- (29) 宝田家文書「宝田正楽伝」でも3歩以下の村々で起返料が支給されたとの記述がある。同史料については浦田正吉氏の御教示による。
- (30) 杉本文書「五月十九日白岩川常願寺川等大洪水ニテ両川へ切込流失家水附家等有之御注進一卷」及び「文久三年常願寺川筋変地高等書上帳」(富山県立図書館蔵)
- (31) 知野泰明「河川災害と地域社会」北原糸子前掲書所収。

5. 災害後の社会変化

(1) 凶作の不安の広がり

安政5年(1858)は地震と二度にわたる洪水に加えて、「土用前々多分雨天勝ニ付」、「土用中永雨甚不宜」、「当年不順之土用ニ付」⁽¹⁾などとおるように、立秋の前、夏の土用前から(陰暦6月中旬前後から7月にかけて)雨天勝ちになり、土用中は長雨となったのである。夏の土用から三日目の気象で作柄の豊凶をうらなう「土用三郎」という言葉もあるように⁽²⁾、十分凶作を予想させる状況にあったのである。加賀藩士猪山吉蔵守典筆「愚人のくり言」(安政5年8月26日成立)には次のようにある⁽³⁾。

[史料1]

偕而其事之仕抹ハ、当年梅雨之頃より土曜中江懸け霖雨ニ而、凶年との米商ひする人之見込ニや、米価騰貴せしまゝ、石川・河北両御郡山村のものども愚かなる心にて、繩ヶ池与やらん江かな気之品を打入れしニより、山神崇をなしたまひて霖雨をなしたまふとの訛言起り、鴛ヶ原村之長さ、二タ俣村之長などの家を、数百人集り夜中來りて打毀せしよし

安政5年加賀藩領で起きた大一揆の発端は鴛ヶ原村・二俣村での打ちこわしであるとし、そこに至る状況として、梅雨頃から土用中にかけての霖雨によって、凶作になるであろうという見込みで米商人がおそらく投機的な買占めをして米価を騰貴させている中で、加賀国石川・河北両郡山村で、霖雨の原因は繩ヶ池に金気を入れたことによる山神の祟りであるという「訛言」(でたらなめ話)が生じたとしている。高岡でも「土用気色あしきは繩池へ金物入申候よし風聞、尤聞違も無之よし二候」⁽⁴⁾としてよく似た風聞が書きとめられ、聞き違いはないとしている。猪山守典はこの「訛言」を両郡山村の人々の「愚かなる心」によるものとしているが、これに類する話が「魚津言上留」に見える⁽⁵⁾。

[史料2]

五ヶ山下出村長次郎与申者、昨廿七日夕七時比、肝煎三郎兵衛方へ罷越、同人儀入谷村領字牧野谷与申所ニ小屋懸いたし出作仕居、当廿四日夜、右小屋ニ寐入居候処、夜九時比ニ申候哉、小屋切窓之外ニ而親司居ル歟々々相尋候ニ付、誰ぢや此内江入候様申入候処、おそろ敷者ニ而も無之、我者蓑谷村領山繩池之女郎ニ而、近年三ヶ年之間、繩池江毒を入候而居住難成に付、此上ミ猫池江参り候得共、あまりせまき所ニ而居住難成ニ付、七月七日迄ニ広安川の方へ成とも行度与存候へ共、所々経堂杯も有之、六ヶ敷故天江上り度与も存候へ共、左候へハ医王山之龍神も外江行候様ニ可相成、左候時者越中之谷ニハ水も無之様ニ相成候に付、繩池掃除仕呉候ハ、最百年も修行仕度、蓑谷村家数百軒余有之、大切ニ仕呉候者も有之候得共、其内ニハ草柴刈取躰ニ而毒を入候者も有之、右様之訛蓑谷村之者江二度も告いたし候へ共、届不申候間、此段早速蓑谷村肝煎方へ談呉候様申聞、右掃除仕呉不申候へハ三日大雨を降⁽⁵⁾セ繩池并医王山池も移可申、左候而ハ村々土深ニ相成、

数多之者不便ニ存候間、此儀今度相届呉候得ハ一生みのりを懸ヶ可申旨被申聞、夢覚小屋辺見請候へ共、何等相替儀も無之、右ハ夢うつゝ之事故私共方江届方も如何敷存候得共、心濟不致ニ付、村方之者江相談いたし候へハ早速可相届与申聞候ニ付、前段之趣相届候段申聞候ニ付、尚又右長次郎手前重念相尋候処、一向相違無之旨申聞候、右之趣ニ付、前段村方之者江二度告いたし候与申儀ニ付、村中一統聞糺候得共、右様告を請候者罷在不申候、依而右池之辺ニ着、金物類等ニ而も無之哉見しらへ方として今日村方一統右繩池江罷越申候、右繩池之儀村方一統尊敬仕居候池之儀ニ付、此上禅僧ニ而も相雇、右池ニおみて祈祷仕度奉存候間、尚又御指示被成下候様奉願上候、依而書付を以申上候、以上

越中国砺波郡五ヶ山は鴛ヶ原村・二俣村と地理的にも近いところにあるが、その赤尾谷組下出村の長次郎が出作先の牧野谷の小屋で寝ているときに、蓑谷村の繩池の龍神から夢告を受けたというものである。龍神は、近年三か年の間に繩池に毒を入れられて住みがたいので、池の掃除を願っており、このことを蓑谷村の肝煎方に懸け合っしてほしいということ告げたのであった。長次郎から相談を受けた村では金物類がないか調べるとともに、禅僧を雇って池で祈祷すべく御郡奉行所・御改作奉行所に願い出ている。そして7月6日に城端町の法楽寺の禅僧が池の辺で祈祷をして人氣が静まっている⁽⁶⁾。

龍神は7月7日までに広安川の方に行きたいが所々に経堂があつて難しいので、天に上りたいと思うが、そうすれば医王山の龍神も外に行くことになり、「越中之谷ニハ水も無之様に相成候ニ付」と越中で水がなくなることを心配して、もともとの繩池の掃除を願っているのである。またこの願を肝煎方に届けられたならば「一生みのりを懸ヶ可申旨」を伝えている。安政5年の地震によって周辺の地下水脈が変わったことも想定できるが、それよりも龍神がそもそも雲雨を自在に支配する力をもつものと考えれば、土用前から雨天勝ちになり、土用中長雨となったことを背景に、「小前者共等此末出作方如何相成候哉与申慣罷在候躰」⁽⁷⁾とあるように今後の収穫が心配される中で、龍神の夢告があつたことは示唆的である。つまり龍神の願を聞き入れることで、「一生みのり」が保証されるという功德が示されているからである。猪山守典が「訛言」と

したは、龍神の夢告の話を参照すれば、安政5年の地震・洪水後の長雨が収穫に与える影響が予想以上に懸念されていたことを示すものと考えられる。また魚津在住役においても「当年不順之土用ニ付、作躰ニ障り候事も無之哉、聞合候様魚津表へ申遣置候」⁽⁸⁾とあるように天候不順が作躰に与える影響が懸念されており、6月末段階で小前の者共も「此末出作方如何可相成哉」⁽⁹⁾と見ていたのである。安政5年は凶作ではないかという懸念や恐れはかなり広がっていたのである⁽¹⁰⁾。

(2) 米価の高騰

凶作の不安は当然米価に影響を与えることになる。高瀬保は加賀藩の米価史料を整理してその特徴を指摘した中で、米価は天保12年(1841)から漸増し、安政3年(1856)以後、急激な上昇があるとしているので⁽¹¹⁾、もともと米価が上昇しつつある中で凶作への不安ということになるが、「愚人のくり言」では次のようにある。

[史料3]

当年土曜中ら七月中旬に懸り霖雨ニ而米不熟与之見込、且ツ御領内之米他国に過分出津いたしたりし故、米価騰貴市中日用之用米指支、税商人米無之とて商ハさりし故、下賤之者日用之食事ニ行詰り、且つ去年凶作ニ而も無之に、去冬以来米価壺升百三四文ニ騰貴、正月中旬ら二月中ハ賤きもの、持きも少く、誠に行き詰り渡世もなり兼しニ寄り(中略)然るに五、六、七三月之間霖雨ニ而、屋根葺きなど稼きもなく愈渡世六ヶ敷、然るに七月半頃之米価高直至極、夫より日々騰貴、古米ハ百四拾八匁余、新穀之切手ハ百貳拾目余ニ至りし故、いよ／＼人々恐れて家々ニ貯へ印紙なと払底、且風模様悪敷越中浦より宮腰江之廻り米少く、是等之様子を考へ印紙買ひめるもあり、又税商も米無之など申立、如何とも可成様なし、税商人より百五拾文ニ小売米いたし度与之願出せしより御救ひ之詮議ニ取懸りし処

米価が高騰した理由として、一つは土用中から七月中旬に及んだ霖雨によって米が不熟と見込まれて米不足が予想されたこと、二つには、にもかかわらず加賀藩領から他国への廻米を過分にしたことを挙げている。安政4年(1857)冬で1升134文であったの

が、同5年7月半頃には高騰し、古米148匁、新穀切手120目余りに至ったとあり、こうした高騰によって米切手も払底した上に、さらに風模様が悪く越中浦から加賀国石川郡宮腰への廻米も少なかったことで、米切手を買い占める者が出てきて、税商(米商人)も米がないと申し立てることで、米価高騰に拍車がかかったと見ている。つまり霖雨という自然現象に加えて町人による米買い占めと加賀藩の政策の問題が指摘されている。加賀藩の政策担当者は「御領国中之御収納米之惣括りハ鎖細之事ニ至るまで、御算用場奉行江都而御委任なり」として算用場奉行であり、「御領国中之人民為飽候も飢させ候も此奉行之処置ニこれあるなり」として同奉行の処置いかに人民の生活はかかっているとしている。処置はどのようであったのか。

[史料4]

偕而第一に眼を付け取捌きハ、他国江前年糶之多少相考へ、三州之御米之有無ニ心を付、御払米ニ津付るか不付義など品々取捌ひ方はあるなり、然るに当年大坂・江戸江之御廻米拾万石之上江、木谷藤右衛門・島崎徳兵衛・三国与兵衛など江御渡米有之、又津付御払米過分至極なるへし、将又昨年以來他国江糶多く、就中一昨年銀札過分被仰付、諸士御救ひ之ため御貸附之処、不残借銀之方江中買之手に渡せし故、町人之手にかねの手操宜ニ付、米買ふもの多く、昨年十月頃より米価二種々手段もいたせしニや、次第ニ騰貴、当春より壺升百三、四文ニ至りし也、然るに難波ハ御国米壺石百目位之よし、難波之価より御国米之価ひ貳拾目より拾七八匁下直ニ候得ハ、兵庫など江商人より為登売払いたし而も、運賃等諸雑用引去り利潤もある筈之処、却而御国ニ而之米価之貴きハ算用不合也、将又昨年ハ惣躰中買とも格別手廻宜敷より、是等皆米価ニ手段ありし証拠与いふへし

算用場奉行は他国への糶米の量、三州収納米の状況、御払米の処置などに留意すべきであったが、大坂・江戸への廻米が10万石、加賀藩御用商人への渡米、家中への津付払米が過分であったこと、また安政4年以来他国への糶米が多かったこと、とりわけ同3年より家中諸士の御救として銀札を過分に貸し付けたところ、諸士はのこらず借銀返済のために使ってそれが中買の手に渡り、町人に銀札が集まり、米を買い占めたとしている。その結果、同4年10月頃から米価が次

第に高騰してきて、同5年春には1升134文になったとしている。つまり高瀬が指摘する安政3年からの急激な米価の上昇とは家中御救としての銀札濫発に原因があり、そこに霖雨という自然現象と加賀藩の失政、米商人の買い占めが加わって米価が高騰したことになる⁽¹²⁾。

「愚人のくり言」では安政の三州大一揆後に、善後策を講じたことで、安政5年7月末、8月には米価は下落したとしているが、魚津在住役の見方では安政5年には「春来米価高貴ニ而」、「当夏以来米価高直ニ而」⁽¹³⁾とあるように、春・夏とさらに高騰し、「御城下米価高貴至極之時節柄ニ付」、「富山表米価高貴ニ付」、「諸方共米価高直ニ御座候」、「三御郡町在共米穀高直故」⁽¹⁴⁾として、加賀国金沢や越中国では、秋から冬にかけて米価は町方・在方ともに高止りの状況にあったとしている。

(3) 加賀藩領における打ちこわし・騒擾

凶作の不安の広がり、米価の高騰を背景にして加賀藩領で打ちこわし・騒擾が続発するようになる。従来、「近山仙人の操言」あるいは「愚人のくり言」を基本史料として叙述される安政の大一揆は安政5年7月初めの加賀国石川・河北郡の山方の民が鴛ヶ原村・二俣村の村役人宅を打ちこわしたことを発端として、8月2日に能登国鳳至郡輪島の打ちこわしで終息するものであったが、各自自治体史での史料発掘もあって、安政5年を通して加賀藩領で打ちこわし・騒擾があることが明らかにされている⁽¹⁵⁾(表8)。ただ新田二郎が「安政五年(一八五八)が特別に凶作の年ではなかったのに米価が次第に騰貴して、都市細民達は生活苦に陥り、御救米を求めて批屋(米屋)へおしかけ、有力町人の寄進をたのんだ。この大一揆は越中においては射水・砺波郡がはげしく、新川郡は比較的穏かであった。それは自然災害の被害の大きさとはいむしろ反比例していた」⁽¹⁶⁾と指摘するように、越中国の場合、郡によって状況が違ふと思われるので、射水郡・砺波郡などと新川郡をわけて考えてみる必要がある。

a. 射水郡・砺波郡などの状況

従来6月の動きは確認されていなかったと思われるので、長文になるが、『魚津御用言上留』第1冊によって6月の打ちこわし・騒擾などを見してみる。

[史料5]

一、当月三日夜九時比、右大野村山手字上庄谷与申筋之村々論田村・熊無村・日名田村・岩瀬村・新保村・田江村・小窪村・早借村・棚掛村等十ヶ村斗之者共七、八十人斗致徒党、竹ノ筒ヲ吹鳴シ声ヲ上、大野新村江罷越、右惣右衛門方前往来ニ居留り、同人江何歎意恨之躰ヲ含ミ大音ニ而匍り、右之内十人余入込、納戸前戸打毀壁等突落及狼藉候ニ付、家内何茂逃去候由御座候、尤家内障不申、最早暁天ニも相成候哉、其夜夫切ニ而右徒党之者共立退候躰、且翌日四日夜九ツ時過比、前件同様山本ノ竹の筒吹鳴シ大音ニ而村々之者ニ罷出候様呼歩行、大野新村隣在泉村辺迄罷越候由ニ候得共、人家等江立障り不申、右惣右衛門義ヲ悪敷申立候而已ニ而立退候躰ニ御座候

一、右村々之者共騒立候趣意柄之様子承合候処、右上庄組并山代組・南條組之義ハ□□□□稼或ハ山稼等仕候ニ付、例年御収納方氷見町御蔵所へ其時々相場を以多分銀納之由御座候、然ル処右上庄組三十三ヶ村分上納世話方右惣右衛門、加納村肝煎者四郎三郎、鞍川村肝煎者嘉左衛門、葛葉村肝煎者善太郎、触坂村肝煎者十右衛門江主附申付有之由ニ而立寄、一石ニ付八十目宛上納銀之処、村々ニ依り上納いたし兼候分ハ右五人之者手前ニおゐて他借いたし引請上納仕置、当春ニ至り三月ノ追々不足ニ相成居候、右論田村等へ利足銀并諸雑用として石ニ付十三匁宛取立方申談候処、諸雑用等過分之趣ニ存込、右躰騒立候躰ニ而、惣右衛門一人目指候義ハ同人多端頭立世話罷在候由ニ付、衆人ニ被嫌候躰ニ相聞得申候

一、右惣右衛門義、前段一件ニ付、其後御郡奉行ノ徘徊留ニ相成居候由ニ御座候、且又上庄組当分才許御扶持人十村中川村南善右衛門義、当七日ニ加納村十村故権七方御用所へ罷出、論田村等組下村々役人共呼立、右雑用等出シ間敷銀子ニ候哉之候旨等及穿鑿申候処、何れ可指出銀子之段役人共相答候由ニ候、猶更小前之者共江得与論方いたし候様申談、尤当春ノ右組下一統別々ニ御収納上納方可致旨ニ村々役人共江申渡、同九日ニ引取候躰ニ承受申候⁽¹⁷⁾

表8 安政五年加賀藩領における打ちこわし・騒擾・人気不穏

月日	発生国郡	発生村々	形態	参加人員	要求・作法など	典拠
6月3・4日	越中国射水郡	上庄組大野新村	打毀(惣右衛門方)	上庄谷筋論田村等70~80人	鳴物・大声・悪口・参加呼びかけ・上納銀過分	魚津言上留1
6月10日	越中国砺波郡	石黒組能美新村	打毀(与三市[郎]方)	200人斗		魚津言上留1
6月11日	加賀国石川郡	菱池水村	打毀(六兵衛方)	100人余		魚津言上留1
6月13日頃	加賀国河北郡	二股村	騒擾(弥次兵衛方)	50~60人		魚津言上留1
7月初旬	加賀国河北郡	鷺ヶ原村・二俣村	打毀(鷺ヶ原村・二俣村々役人)	数百人		愚人のくり言
7月11・12日	越中国射水郡	放生津町	騒擾	11日300~400人・12日女30余人	詰懸・泣き出し	新湊市史
7月11~13日	越中国砺波郡	般若組千保川原	騒擾	4,5人ずつ、3,4か所に集合	「頭高い」・高声・呼び歩き	魚津言上留1
7月11・12日	加賀国石川郡	金沢	騒擾	11日2000人・12日400~500人	「ひもしい喰れん」 「ひだるき」・泣き叫び	愚人のくり言・加賀藩史料
7月12日	越中国射水郡	大袋組放生津	騒擾	極難浪人の女・子ども30余人	「頭高い」・申し立て	新湊市史・魚津言上留1
7月13日	越中国砺波郡	井波町端	騒擾	20~30人	高声・呼び歩き	魚津言上留1
7月15日過ぎ	越中国射水郡	大門新町・小杉新町・下村	人気不穏			魚津言上留1
7月15日	加賀国石川郡	鶴来村	打毀	数百人	鍵	愚人のくり言・加賀藩史料
7月15日	越中国砺波郡	氷見町	打毀	200~300人		富山県史資料IV
7月15日	越中国砺波郡	今石動町	騒擾			福光町史上
7月15・16日	越中国砺波郡	般若組瀧山領山	騒擾	15日14、15人、16日12、13人	申し立て	魚津言上留1
7月15・16日頃	越中国砺波郡	田川村領・小矢部川原	騒擾	70~80人、200人	高声・呼び歩き	魚津言上留1
7月15・16日	越中国射水郡	高岡	打毀(40~50軒)	15日3、40人・16日600~700人	食物・申し立て	高岡市史中・高岡史料・魚津言上留1・富山県史資料IV
7月16日	越中国射水郡	氷見町	打毀	600~700人、200人、100人、400~500人	「空腹或は米高く 粕は安買杯」・「食れぬ」・「火事しや」・鳴物・悪口	氷見市史・魚津言上留1・富山県史資料IV
7月16日	加賀国鹿島郡	七尾町	打毀			高岡史料
7月17日	越中国砺波郡	今石動町				応響雜記
7月17日	越中国砺波郡	若林組戸出村	打毀(新屋仁兵衛・石丸屋三右衛門)・騒擾とも	女・子ども20人	「米値段高直」・「直段下直にいたし呉」・割木・鳴物・「ひだるき」	戸出史料・戸出町史・福光町史上・魚津言上留1
7月17日	越中国砺波郡	中田村				富山県史資料IV
7月18日	越中国砺波郡	福野町	騒擾	40~50人	鳴物・「ひだるき」	福野町史・愚人のくり言
7月17・18日	越中国砺波郡	福光村	打毀(油屋甚吉方)	17日50~60人、18日30~40人、40~50人とも		福光町史上・福岡町史・魚津言上留1
7月19日	越中国砺波郡	大門新町	騒擾			福光町史上
7月19・20日	越中国射水郡	放生津新町	打毀(11軒)	19日100人・20日500~600人		新湊市史・魚津言上留1・高岡史料
7月22日	越中国射水郡	横田村			「米高直」・「こわし方可仕」・声合	富山県史資料IV
7月25日	越中国砺波郡	井波町	打毀(4軒)	長崎村・五ヶ山農人大學	松明・竹鎗・声合	井波町史・富山県史資料IV
7月27日	越中国砺波郡	福野町				富山県史資料IV
7月	加賀国羽咋郡	子浦村				愚人のくり言
7月	加賀国鹿島郡	所口町				愚人のくり言
7月	能登国鳳至郡	宇出津村				愚人のくり言
7月	能登国珠洲郡	松波村				愚人のくり言
7月	能登国珠洲郡	飯田村				愚人のくり言
7月	越中国砺波郡	中田村			鳴物・「ひだるき」	愚人のくり言
7月	越中国砺波郡	福岡町	騒擾	五位組・宮島組・国吉組・糸岡村々笠縫人		福岡町史
7月	越中国新川郡	朝日町	騒擾	600~700人	米価高直・小作料用捨	福岡町史
7月	越中国新川郡	東岩瀬村				福岡町史
7月	越中国新川郡	水橋村				福岡町史・氷見市史
7月	越中国新川郡	魚津町				福岡町史
7月	越中国砺波郡	今石動				愚人のくり言
8月2日	能登国鳳至郡	輪島町	打毀			愚人のくり言・輪島市史
8月25日	越中国砺波郡	井波町	打毀			井波町史
10月3~6日	越中国新川郡	泊町	騒擾・強訴	6000~7000人	作徳米用捨・参加呼び掛け	富山県史資料IV
10月16・17日	越中国新川郡	新堀村	騒擾	50~60人	作徳米用捨	富山県史資料IV
10月26・27日	越中国砺波郡	横越村辺	騒擾	26日30人余・27日40人余	声合	戸出町史
10月28日	越中国砺波郡	立野村辺~沓分式分村辺	騒擾		声合	戸出町史
11月2日	越中国砺波郡	戸出村辺	騒擾	20人、40~50人とも	声合	戸出町史
11月4日	越中国砺波郡	井原谷村・浅谷村・別所村	騒擾	50人		富山県史資料IV
11月4日	越中国砺波郡	芹谷村			声合	富山県史資料IV
11月5日以前	越中国新川郡	金尾新村領	騒擾			魚津言上留1
11月5日以前	越中国砺波郡	立野辺	騒擾			魚津言上留1
12月初旬		駒町辺	騒擾			魚津言上留1
12月5・6日	越中国新川郡	三位組・五ヶ庄組大家庄村・山崎村・南保村	騒擾	数百人		富山県史資料IV

* 註(3)若林喜三郎著『加賀藩農政史の研究』、註(15)田中喜男著『幕藩制都市の研究』を参照して、『魚津言上留』を中心に増補改訂したものである。

3日夜、射水郡上庄谷筋の論田村など十ヶ村の村民70～80人ばかりが鳴物として竹筒を吹き鳴らし、大声を上げて、射水郡上庄組大野新村の惣右衛門方前までやってきて大声でののしる悪口をしたあとに、うち10人余りが同人宅に入り込んで打ちこわした。翌4日夜にも山本から隣村の泉村まで同じく竹筒を吹き鳴らし、大声で村々の者に出るように参加を呼びかけ、惣右衛門のことを悪口して退去した。十ヶ村は上条・山代・南條組に属し山稼等をして氷見御蔵所の収納方に銀納していたが、上納できない分は惣右衛門などが他借して上納していた。ところが不足が発生したので、論田村などへの利息銀・諸雑用の取立てを行い、それを十ヶ村の村民は「過分之趣」があると思っ、て、上庄組三十三ヶ村上納世話方の一人で中心人物である惣右衛門方を打ちこわした。上納算用をめぐるものだが、山稼ぎなどをして時々相場で銀納する山方の農民にとって不時の入用銀が厳しかったことがうかがえる。

また6月10～13日にかけて打ちこわし・騒擾がおきている。いずれも直接の理由は明確ではない。

[史料6]

一、礪波郡石黒組能美新村与三市方へ、当十日夜、加州御領筋より二百人斗罷越、右与三市義、雨乞仕候躰之趣□□建具并諸道具等打毀家之義ハ倒レ不申候へ共、柱等ニ疵付及狼藉候躰、与三市義ハ、此日御郡所ニ而牢舎申付有之候躰ニ而、追々人氣も穩ニ相成候躰ニ御座候、且当十一日夜、加州石川郡菱池水村六兵衛方、右徒党之者共ニ候哉、百人余指向、家打毀引取候之躰、同十三日比、河北郡二俣村弥次兵衛方へ五、六十人斗指向候へ共、右村方之者共大勢駆集り候由ニ御座候処、右一致之者共暫時ニ引取候躰風評承受候旨御座候、右徒党之者共之様子入念承合候処、加州御郡方百姓共之躰ニ専相聞得候旨ニ御座候⁽¹⁸⁾

6月10日夜、隣接する加賀国(加賀藩領筋)から200人ばかりが越中国砺波郡石黒組の能美新村にやってきて、与三市(与三郎とも)宅を打ち毀した。同月11日夜には百人余が加賀国石川郡菱池水村にやってきて、六兵衛宅を打ち毀した。6月13日頃、50～60人が加賀国河北郡二俣村の弥次兵衛方にやってきたが、同村の村民が大勢かけあつまってきたので、しば

らくして退去した。「愚人のくり言」では石川・河北郡の山村の百姓が鴛ヶ原・二タ股村の村役人の家を打ちこわしたのは7月初旬と思われるので、これはその前触れともいえよう。

7月になると打ちこわし・騒擾・人氣不穩が集中し激化する。7月11日夜～13日夜には越中国砺波郡般若組千保川原に4、5人ずつ、3、4ヶ所に集まって、「頭高い」と高声で半時ばかりずつ呼び歩いたが、14日夜より追々静まった⁽¹⁹⁾。この間の11日夜には、加賀国金沢城下において2,000人ばかりが金沢城の向い山庚申塚の辺に登って「君上之御聴に入りし様、又城下中江も響き渡る様に、ひだるき」と女童が泣き叫び、12日夜にも400～500人が泣き叫んだ⁽²⁰⁾。12日夜には越中国射水郡大袋組放生津で、極難洪人の女・子どもが打ち交じって、放生津四十物町辺で騒々しく申し立て歩いた。米1升につき90文の直段で迷惑しているところに、批屋が飯米を売らないので、「頭高く」困窮していることからおきた⁽²¹⁾。13日夜には越中国砺波郡井波町端において、20～30人ばかりが集まって高声で呼び歩いた⁽²²⁾。15日夜には加賀国石川郡鶴来村に隣接する能美郡山入り村々の者ともが党を結び数百人が猪を猟する罫などを携えて批商人の家、福有る者の家を打ち壊した⁽²³⁾。盆後、越中国射水郡大門新町・小杉新町・下村三ヶ村において、少し人氣が不穩であったので、村役人共が詮義して批屋米の直段を引き下げること、人氣が治まっている⁽²⁴⁾。15日夜には越中国砺波郡般若組瀧村領山において、14、5人ばかり、16日夜12、3人ばかりが騒々しく申し立てをした⁽²⁵⁾。同じ頃、越中国砺波郡宮崎組の今石動近在の田川村領に70～80人、小矢部川の川原に200人ばかりが寄り集まって高声で呼び歩いた⁽²⁶⁾。

16日になると越中国射水郡高岡で打ちこわしがおきる。11日に米1升につき99文の値段になり、軽き者共は難渋し、15日暮に貧者の女どもが子どもを引き連れて、30～40人ばかりが分限宜しき者共の家の前で、米相場が高くなり、いずれも困窮して空腹であるので、食物をくれるように申し立てた。所方役人が取救方を詮義中であると論したので、一旦引き揚げた。翌16日夜になって貧窮人・近在の者どもが入り混じって地蔵川原辺りで、男女600～700人ばかりが寄り集まり、四手に分れて身元宜しき者・批屋渡世の者などを打ちこわした。その際、身元宜しき者共が米の買占めをしているので、米価が高直になり、軽き者共が困

窮していると大声で申し立てて、打ちこわしたともされる。あるいは米1升につき117文の直段で売り、さらに米売が不足しているので買占めをしていると申し立てて打ちこわしに及んだともされる。その数、大損18軒、中損14軒、小損11軒であった。また町会所と橋番町社前の二ヶ所に仮名で「高岡町中焼まくり可申杯」と書かれた張紙があった⁽²⁷⁾。

同日、越中国射水郡氷見町においても打ち毀しがおきている、16日夜、米1升につき107文の直段で売っていたところ、軽き者男女600～700人ばかりが身元宜しき町屋30軒ばかりを打ちこわした⁽²⁸⁾。あるいは16日夜朝日山に200人ばかりが打ち寄り、鳴物として貝を吹きながら「食れぬ、／＼」と呼び、氷見町に女100人ばかりが入り込み同じように呼び歩き、あとから男女400～500人ばかりも来て、「救米無之故此家毀具、彼家毀具」と言い、こわす者は「火事しや、／＼」と言って、分限宜しき者共の家25、6軒を打ちこわした⁽²⁹⁾。同日今石動でも不穏な動きがある。

翌17日夜には越中国砺波郡若林組戸出村の難洪の者共女・子どもが入り交り、20人ばかりが割木躰のものを携えて蔵宿新屋仁兵衛・批屋渡世石丸屋三右衛門方の前で高声で「米直段高直ニ而頭高く及渴命ニ、早速直段下直にいたし具」と呼んで、割木で打ちこわした⁽³⁰⁾。翌18日夜には越中国砺波郡福光村油屋甚吉方に、40～50人ばかりがやってきて打ちこわした⁽³¹⁾。そして19日、越中国射水郡放生津町においても打ちこわしがおきる。19日午後、軽き者百人ばかりが窮民を顧みず売米するのをさせまいと狼藉を働いたので、所役人が駆けつけて制し、夕景になって一旦は退去したが、夜になってまた追々500～600人ばかりが集まってきて、町家22軒を打ちこわした。25日には井波町でも打ちこわしがおきる⁽³²⁾。

8月に入ると、2日夜、能登国鳳至郡輪島で打ち毀しが発生する。

6月から8月にかけて、打ちこわし・騒擾・人気不穏などが、加賀国では石川郡・河北郡、越中国では主として射水・砺波の二郡にあらわれている⁽³³⁾。いずれも越中国射水・砺波二郡において、主に「極難洪の者共」「軽き者」などが主体となって、いずれも「頭高い」に象徴されるように米価高直を原因として打ちこわし・騒擾・人気不穏となっている。特に7・8月に連続して発生した打ちこわしは、『愚人のくり言』をして「如斯之事ハ、御国初以来弍百五拾年之間に

未曾有之変事ニ而、今一際其処騒立治り兼候へハ一揆といふ程之事なり。されと其後ハ治りたり。誠に容易ならざる事ニて、可恐又歎すへき事也」⁽³⁴⁾と言わしめているように、一揆直前の状況として危機意識をもって見られていた。

米価高直を原因とした困窮は『愚人のくり言』があらわされた後も続いており、9月21日～26日頃には越中国富山表（富山藩領）において大勢の物貰があらわれ、白米1升につき119文、中旬に114文となっても、分限宜しき者共は救方をせず、下々はますます難渋しているので、男女童などが入り交じって100人あるいは200人ずつ夜に身元宜しき者方へ物貰に出ている⁽³⁵⁾。11月4日には砺波郡芹谷村でも騒動が起きている⁽³⁶⁾。

こうした打ちこわし・騒擾などには明確な連携はなく、多少の時期のずれはあるものの、6～9月にかけて多発している。山方農民や町方貧民の困窮さは国域・郡域をこえた広がりをもっていたと見ることができる⁽³⁷⁾。

b. 新川郡の状況

一方、新川郡で騒擾があったのは遅れること安政5年10～12月である。新川郡は自然災害が甚大であったのに、安政の大一揆で比較的穏やかであったのはなぜであろうか。これについていくつか見解があるが⁽³⁸⁾、とりわけ上新川郡においては地震・洪水後の災害復旧との関連も考慮する必要がある。

下新川郡での騒擾は小作争議である。三位組の泊町では10月3～6日に泊駅辺の者共600～700人が泊駅小沢屋与三左衛門⁽³⁹⁾・草野屋孫右衛門、大家庄村六郎右衛門、金山村六郎兵衛、山崎村勘左衛門、南保村伊右衛門・太郎兵衛という高所持の7人のところに詰め寄っている。泊駅辺の者共に聞いたところでは「当年不作に付作上の義ハ定納候得共、作徳米の義ハ三の一用捨相願弘聞届成し下され候やう、此上ハ私共手段も無御座候間、此段宜敷御取り計らひ成し下され候様相ひ申し居候」⁽⁴⁰⁾とあり、小作人が不作を理由として作徳米の三分の一用捨を要求したものであった。また12月5日には三位組・五ヶ庄組の小作共が今年は「作劣り」なので親作（地主）に用捨米を願い、泊町役人・高持などより村々役人と相談した上で、「卸米壺石ニ付八升宛親作ハ用捨米之義小作共江申談候処、夫ニ而行足不申、是非壺斗五升用捨米致貫不申而ハ不相成段申張」として親作より8升の

用捨米を小作に提示したが、小作は親作に1斗5升の用捨米を要求して、泊町喜四郎・孫右衛門、五ヶ庄組役人大家庄村六郎左衛門・金山村六郎兵衛方に数百人が向かい、6日にはその数を減じながらもついで三位組役人山崎村勘左衛門・南保村太郎兵衛・伊左衛門・五郎左衛門に向かった。この後村々役人が泊町で小作願を泊町役人・高持に相談して、取極め通り8升用捨に決め、この上は村により、坪により親作と小作との相談で用捨米少々の増加で対応することに決まった⁽⁴¹⁾。

一方上新川郡では、常願寺村領字八間砂山という小高い所で10月16日と17日夜50～60人が集まって藁を焚き「来んか来んか」と呼んで参加を求め、「御貸米願致度杯申取沙汰ニ而罷出不申者候ハ、御貸米不相度与申触候由ニも相聞候得共、慥成義ニ而無御座、廻寄集り候者壺人ニ付藁三束錢八文宛持参致候様、才許組小路村次郎三郎・同村太兵衛、上国重村長次郎せかれ新助申触歩き候旨」⁽⁴²⁾として、貸米願を出したいということで、参加しなければ貸米を渡さないということに触れ廻った。また11月5日以前、おそらく同じような時期だと思われるが、地域的にも近い金尾新村でも騒擾があった。

[史料7]

新川郡金尾新村領等百姓騒立候趣意之義聞探り候処、嶋組・高野組・広田組之内常願寺川用水ニ而御田地相養候処、当春地震後之出水ニ而、右用水火ニ埋潰一円水通不申干損仕、其余水損ニ而砂入之処二度植付仕候ヶ所、去年与者五歩斗作躰悪ク十村見立之上、前月上旬御貸米相願候へ共、今更御聞届無之何茂困窮之躰ニ御座候、乍去敢而渴命ニ及候場合ニ候義無御座様子候へ共、追付外国御奉行等御通行^{越ニ付}前段之通相騒候へ者、御貸米も早く埒明可申与之存念与愚察仕候旨、右ニ付出役罷在候与力高木森大郎の申越候、此趣時宜ニより御用番へも達可申与奉存候⁽⁴³⁾

洪水後の水損砂入の田地(砂入変地)の起返しをしたが、去年より5歩の作劣りであったので、十村に見立ててもらった上で貸米願を出したが聞き届けられなかったのも、騒擾となったものである。新堀村と金尾新村はともに常願寺川下流域に位置し、洪水の被災地であり、その災害復旧をめぐっておきたものといえよう。

前項で明らかなように、他郡で打ちこわし・騒擾などがおきている時期、上新川郡の常願寺川下流域では、まさしく災害復旧が進行中である。この時期に目立った打ちこわし・騒擾などは見られてないことから、洪水災害への当初の対処はおおむね問題なかったと見ることができよう(もちろん災害復旧では10月頃に貸米が問題となる)。新川郡、とりわけ上新川郡が、安政の大一揆では比較的穏やかだったのは、一揆以前の状態、十村役などの尽力でいかに生活を再建するか、村を立て直すのか、という状況だったからではないかと思われる。

安政の地震・洪水とその復旧開始からおおよそ10年ほど過ぎた明治2年(1869)に新川郡を舞台としてばんどり騒動がおきている。攻撃の対象となったのは十村役・同役手代・高持層である。幕末・維新期の変動の中で、災害復旧に尽力した在地の十村役・同役手代は変質を遂げ、新川郡の農民の前に立ちはだかったことになる。農民たちも新政府が樹立された解放幻想の中で、災害復旧の面影は不思議なほどなく、旧来の十村制を否定していくことになる。かつて災害復旧に尽力した在地の十村役は、ばんどり騒動後、一斉に罷免されることになる。その意味では上新川郡では災害復旧が進み生活が再建されつつ、加賀藩の農村制度など社会矛盾そのものは潜在的に進行していくのではないかと思われる⁽⁴⁴⁾。

(4) 疫病の流行

安政5年コレラは世界的に流行したが、6月には長崎から全国に広がったとされ⁽⁴⁵⁾、江戸では病死者10万人という風聞があった。病にかかれば三日で亡くなることから俗に「三日コロリ」と称された⁽⁴⁶⁾。加賀藩領では、ちょうど加賀藩領で打ちこわし・騒擾が一段落する前後の7月には確認されている(表9)。下新川郡東の魚津町では、7月24日に一人の患者が発生して、5、6日で全町に蔓延し、郡内では山地から低い溪流に沿って各村に蔓延し全郡に及んだとされる。翌年春になって一端終息するが、秋になって再び散発したようである⁽⁴⁷⁾。同郡の三日市町・生地町・前沢村・田家村・石田村・村椿村・大布施村・荻生村・若栗村・浦山村・下立村・内山村・東布施村では、やはり7月初めから10月にかけて流行したあと、一端終息するが、翌年また流行したようである。その蔓延は町村一般に流行したようだが、人家が稠密したところ、河水

を飲料とした村落で特に伝播が早かったようである。コレラの流行とともに悪性赤痢ともなって蔓延した⁽⁴⁸⁾。能登国輪島では8月には流行している⁽⁴⁹⁾。射水郡の放生津では、安政5年の9月10日に死者500人余りであったのが、同月22日には1,000人にもなったとされ、急速な伝播があったことがうかがえる。同月5日現在での葬式数は毎日1,000人余りであったともされる⁽⁵⁰⁾。同郡の新湊では死者700人、あるいは1000人ともいう。高岡では各町2、3人くらいの死者であったが、安政5年9月12日から三日間、山伏共が町中を祈祷して廻った。翌年の秋にも再発し、芳香散を施薬し、高ノ宮の神主や山伏ともが町々を祈祷し、8月末にはほとんどおさまったようである⁽⁵¹⁾。

幕府は全国に「此節流行の暴瀉病は、療治方種々ある趣に候得共、其中素人心得べき法を示す」「右は此節流行病甚しく、諸人致難義候ニ付、其病に拘はらず、早速用ひ候は、害なき薬法、諸人為心得、急度可相達候事」⁽⁵²⁾として御触書を出している。コレラが「暴瀉病」と称されているのは、「其病者最初腹痛甚而吐瀉ニ三返而即死、同様永きは三日、短者半晩」とあるようにその症状から付けられた名前⁽⁵³⁾、触書では、効果の程が疑われるが、素人が心得るべき方法を具体的に記している。高岡では、御馬出町高峰で8月25日から三日間で薬数15,000帖を配布し、28日からは同町金子でも行われている。壺番町長崎の場合では、村肝煎あるいは町頭より「何村何兵衛何人、

何村役人薬」という切手を持参させて、それと引き換えに9月1日から三日間、施薬をしている。あるいは射水郡道重村の大覚坊が郡内の家々に道神の守札を配札し、また同村では御上からの命令で祈祷も行われた⁽⁵⁴⁾。

加賀藩では先述した加賀国石川郡鶴来村の打ちこわしの僉議が9月に行われるが、「同処上の方にては白山社へ程近、下の方にては金劔宮へ程近候へば、霊社近にて御刑法は被仰付候儀不敬にて何如敷、其上暴瀉病流行之砌之儀、人気にも指障可申哉共思召候」として白山社・金劔宮に程近く加賀藩の刑法を適用することに躊躇があり、この僉議自体がむずかしいことに加えてコレラの流行が重なって、人気に障りがあるのではないかと苦慮している⁽⁵⁵⁾。

6. おわりに―災害の記憶化―

最後に、従来、安政の地震や洪水を伝える諸史料とされてきたものを、当事者による災害の記憶化という視点から見直して、当事者にとって安政の地震や洪水が意味したものを考えたい。

『地水見聞録』は安政5年2月26日に富山を襲った大地震の見聞録で、昇平堂寿楽斎（瀧川海寿一瓢）著、木村立嶽画で知られたものである⁽⁵⁶⁾。この地震について「前代未聞の珍事にて、其見る所きく所驚かざるはなしとて、永く孫彦までにもしらしめ、且後の心得とも為させんがため」（147頁）として、当事者の昇

表9 安政5・6年の疫病

時期	発生国郡	地域	病名	患者数	死者数	典拠*1	
安政5年7～12月	越中国新川郡	魚津町・付近村々	虎列刺	662人	531人	魚津警察署調査	
安政5年7～10月、同6年	越中国新川郡	三日市町・生地町・前沢村・田家村・石田村・村椿村・大布施村・荻生村・若栗村・浦山村・下立村・内山村・東布施村	虎列刺	1117人	890人	三日市警察分署調査	
				1779人	1421人		小計
安政5年10月～同6年5月	越中国新川郡	(三日市町・生地町・前沢村・田家村・石田村・村椿村・大布施村・荻生村・若栗村・浦山村・下立村・内山村・東布施村)*2	痘瘡	780人	260人	三日市警察分署調査	
安政6年4月頃	越中国新川郡	東岩瀬町	痘瘡(天然痘)	415人	105人	東岩瀬警察分署調査	
安政6年4月頃	越中国新川郡	大広田村	痘瘡(天然痘)	82人	16人	東岩瀬警察分署調査	
安政6年4月頃	越中国新川郡	針原村	痘瘡(天然痘)	71人	11人	東岩瀬警察分署調査	
安政6年4月頃	越中国新川郡	浜黒崎村	痘瘡(天然痘)	75人	12人	東岩瀬警察分署調査	
				1423人	404人		小計
				3202人	1825人		合計

*1典拠はすべて『越中国史料』第3巻。患者数・死者数ともに明治期に把握された部分的な情報である。*2調査地域を推定した。

平堂寿楽斎(瀧川海寿一瓢)が自らの家の孫・ひ孫にまで地震のことを知らせ、また後の心得として述作されたものである。後の心得とは「左あれば常々に其心をして、地震にハかくせよ、洪水にはとあれ、火事にハかしこに出よ、雷にハ爰にと予め教え置きてさへ、不時なる事ハ周章騒ぎ立事人情の常にて、笑ふべき事ならず、同じ動ずるにも心して動ずる人と、心なふして動ずる人とは大きに違ひある事、その事情によりて知るべし」として地震・洪水・火事などに対処するために常々心しておくことの必要性を説いているのである。

富山藩での地震被害が少なかったことについて「されど御国の御掟の正しきにや、人々の能心得しにや、家潰れ怪我などもさまでなきは、何よりの幸ひにて、神仏の加護ならん事いちじるし、天変地変は限りなきものなれば、此上にもいつ何時、いかなるうき目にあはん事の量りがたきをふかく恐れ、剛欲ハせざる事にて、何事も人々助け合、世を渡るをもて本意とすべし」(148頁)として、神仏の加護によるものとし、天変地異については「限りなきもの」という認識を示した上で、今後いついかなる地震被害を蒙るかわからないことを恐れて、剛欲をせず助け合いで世を渡るべきとしている。一見すると、地震被害を契機とした処世訓のようにも見える。

実際に被害にあった人については「いかなる悪縁なりけん、家潰れ、夫婦ふたりの者はあへなくなりしよし」(152頁)、「地の神の荒々しき災にあふも、皆因縁約束事とはいひながら、こころすべき事^(*)らんかし」(157頁)、「有徳の者も有りけるが、こたびの地震のためニ其身はもちろん、家内主従残りなく失ひ、貯ひの金穀其外家財までも跡方もなき事に成たるよし、因縁約束とはいひながら、是非もなき事ニなん」(162・163頁)として、ある意味過酷な見方ではあるが、いわゆる因縁によるもの、あるいは因縁によって約束された事としている。これは末尾で「それにつけても人たる者は貴ふときも賤しきも慎みこそ第一なれ、謹みあるなしにて天道の恵みもあり、悪事災難も遁れ、又悪事災難を招くともありて、恐るべき事ならずや、人は象天地なるものなれば、我が身を慎み顧るをもて肝要すべき事、既ニ先哲の教解しば／＼あれば、能く物しれる人にたよりにて教をうくべき也」(162頁)ということを見れば、人としての慎みがあるかなしきによって、天道の恵みがあり悪事災難を逃れたり、悪事災難

を招くという思惟があることと対応している。つまり先の因縁は人として慎みがなかったことによるものと考えていたのである。

ではなぜ人として慎みのあるなしが悪事災難を逃れたり、招いたりするのかというと、人は天地をかたぞつたものであり、人が慎み顧みることによって天地が感応するからと捉えられているのである。それゆえに、「されば、人々深き欲はせざる物にて、其日／＼家内睦まじくくらさん事をよしと、こゝろして世を渡りたく、身をつみて他のうへをおもへば、勘忍するにしくハなし、天災地変ハ限りなき物なれば、此うへにもいかなる事の出て来たらんとも量り知りがたき物なれば、能々かうがひ心直に我が職分職分を勤をもて、所謂人の道ともまた天職を報ずるともいふ也」(163頁)として、家内睦まじくこころして世を渡り身を慎み他の人のことを考える、つまり何事も勘忍が大事だというのである。ここでも「天変地変は限りなき物」と捉えて、心直に我が職分(身分に応じた仕事)を勤め、人の道を報じる、天職を報じることが必要とされるのである。

当事者の昇平堂寿楽斎(瀧川海寿一瓢)は地震がどのようなものであったのかとともに、地震が何を意味するものかを家の記憶として伝えようとしているのである。同様の見聞録として『地震見聞録』があるが⁽⁵⁷⁾、これは富山城下での被災そのものを記録に留めていて、『地水見聞録』のような地震の意味について言及はない。しかしこれも家の記憶として被災そのものを伝えようというものである。

新川郡の常願寺川筋の地域では、洪水被害からの復興が本格化する時期にいくつかの動きが見られる。まず地震のために非業な死方をした亡霊を供養するために野村では供養塔が造立されている⁽⁵⁸⁾。

[史料8]

- ①「為地震横死亡霊」「文久元西七月造」「発起人中道坊行応」「長右衛門杉木出町水上屋助右衛門」
- ②「為地震横死亡霊」「世話人松任町沖津屋文三郎」「施主石川郡林組・鞍付組」

詳細はわからないが、1基は有志によって文久元年(1861)7月に造立され、もう1基は石川郡林組・鞍付組が施主となって松任町沖津屋文三郎が世話人となって造立されている。同じく野村では万延元年(1860)3月上旬に天満宮を移転させることになり、次

のような遷座の記念碑が造立されている⁽⁵⁹⁾。

[史料9]

(表)「天満宮元在下経堂、安政五年二月二十五日地震、立山之南大鷲山裂而塞湯川橋潰為一大渚水、四月二十六日山谷鳴動潑水決、此辺一帶為砂石之地、以是万延元年三月上澁遷座於此地云、茲有志相謀刻石以伝後日」

(裏)「仁左衛門、清兵衛、茂兵衛、久助、茂三郎、嘉七、久五郎、仁右衛門」

地震によって大鷲山が裂け（山抜け）、湯川がふさがれて一大渚水となり、それが決壊して常願寺川下流域が一带砂石の地となったことが刻まれている。氏子は天満宮に参詣することで、地震・洪水・天満宮の移転が想起される機会となっているのである。

また常願寺下流域では今でも地震・洪水被害の痕として、巨岩が大場・西番・流杉などで見受けられるが、平野部における不自然な巨岩があることに気づくことで、そうした災害を想起させる機会ともなる。巨岩に村自体が助けられたという伝承をとまなう巨岩には、そこに神意を見て水神を祭っている（東大森・西大森・朝日）。そして毎年4月25日の水神の祭礼を通じて地震・洪水の被害をあらためて記憶にとどめる働きがあるのである⁽⁶⁰⁾。

また家の歴史としても記憶されることになる。一本木村越本家墓にはつぎのようにある⁽⁶¹⁾。

[史料10]

「安政五年戊午年一本木村大流出シ、同六年亦々流失シ引越ス、万延元年庚申三月該地ニ移植シ、該地高原野ト称シ大原野ノ地ニ候也、引越一本木村、三世越本孫平、開拓先祖 明治四年未三月七日教涼、七年戊六月十六日好了」

一本木村も洪水被害によって高原野に移転し、そこを開発することになるが、開拓先祖が亡くなることで、その歴史が顧みられている。同家が先祖供養をする折に家の歴史とともに洪水被害が想起あるいは想像する機会となっている。ほかにも大島神明社境内清水家墓碑にも同様なことが見える⁽⁶²⁾。

あるいは地震・洪水被害を説いたものとして「飛騨・越中地震山抜泥水化物口説」がある。これについて

は広瀬誠の解説はあるが⁽⁶³⁾、口説の構造分析が十分でないと思われるので、その内容を検討する。

冒頭は「濁世末代、世がおとろえて、人の心も世の中なども、ただの一つも当てにはならぬ」とあり、「濁世末代」という現世認識のもと、人心や世の中が全くあてにならないものとしてその信頼が失われている。次に異国船が出入りする状況で地震が日本各地で起き、そうした群発した地震のひとつとして飛騨・越中地震を位置づける。そしてまず飛騨地震についてその山抜けとその被害を述べ、ついで越中地震とその災害にうつり、地震後に出水があったことを述べ、次の導入とする。以下基本的に越中地震と洪水の被災を時系列的に述べる。まず常願寺川とその上流にあたる立山のことを述べ、地震と山抜け、出水の様子を語り、川原に炎や煙が出ていることを不思議なこととする。そして「谷の瀬につき、あまたの化物、川の下へと逃げ出しまして、川を荒らかし、人取り喰らい、七つ下がれば川淵よけの、水の中より火炎をいだし、これはいかんと役所へ届け、流れ灌頂に御経読み流し、御経の功カと、しばらく失せる。」として、化物が出て川を荒らし、人に取りつき喰い、水中から火炎が噴き出ているので、役所に届けて流れ灌頂に読経を願うその功德で化物が退散したとする。再び山抜けの所から海端までの全景を岩・泥・材木ばかりとし、そうした中での水汲みの苦勞が述べられ、山方より湯川あたりが切れたら大変なことになることが触れられ、川下の村が逃げる姿を描き、野宿の様子は餓鬼道のようなとし、中でも盲人は狂死したという。一方で役人方は山見廻りをさせて山抜けはしないとして用水普請をさせていた。ところが4月26日に常願寺川筋で出水があり、その悲惨さを伝え、この出水で川普請人足がさらわれていくさまを描き、阿鼻・焦熱地獄の責め苦しむと形容し、「こんな哀れは世にあるものか」として現世での信じがたい災害としている。その泥流の恐ろしさを言い、特に新庄新町の寺小屋旦那家族が4月26日の出水で被災する様子を臨場感たっぷりに描き、ようやく生き残った寺小屋の旦那と子どもたちがお救いの粥をいただく様を描く。総じて着のみ着のまま生き残った人々の悲しみをうたい、被災した人々が寺や御堂に集まり、水の氾濫を恐れて射水郡や砺波郡に移ることを述べる。話は転じてなぜこのような災害が起きたかを述べたあと、「それに一つの話がござる。坊主・役人・商売先きも、みんな乱れて妖怪ばかり。

御笠下にて恐れもないが、悪るさ働くこの節ゆえに、地震来りて心中を知らず」として坊主・役人・商売先を「妖怪」とし地震が来ても心中を知らないと批判する。そしてその日暮らしのわれらは得意を求めて、山は鳴動し、その鳴動で大地が動くと言ひ、この娑婆世界で亡くなった人の亡霊の声が聞こえる恐ろしさを述べて、「後生の大事」を言い地震のない国を待ち受けよということ以て終わる。

あらためて構成を確認すると、冒頭に口説のテーマの提示（「濁世末代、世がおとろえて、人の心も世の中なども、ただの一つも当てにはならぬ」というのは人心のありようと世の中がともに連動していることを意味する）、飛騨・越中地震の位置づけ、飛騨・越中地震と洪水の被災の時系列的な叙述、災害がなぜおきたのかという問いと答え、最後に「後生の大事」の勧めと地震のない国を待ち受けよという勧めということになる。地震と洪水の被災の記述は「いたみ」「哀れ」が多用されていることと、わりと正確な記述がなされていると思われる。先述した化物については、3月11日付西水橋役人東岩瀬御郡所江罷出及御届候之趣聞取書に「中ニも不審成義者、右鯨之如きもの[

]川下江流行候後、流木等渦巻居候中、□五匁懸蠟燭を二挺合せともし候程ニ而青く光り候火、ほかり／＼と両三度も立上り候を見受候旨、申聞候、但右鯨之如きもの、角様之ものにて有之候哉与相尋候処、何分泥水有之中ニ御座候故、貌も尔与難相分、角様のもの有之候哉如何、見当不申旨、申聞候」⁽⁶⁴⁾とあり、これに類することは当時すでにあったのである。また出水の恐れがないことについては、午五月十五日付新川郡奉行触書には「山廻り共申聞、湯川之儀者、松尾と申所半道斗南ニ、長五百間斗、横三百間斗之水溜有之、池之様ニ相成居候へ共、幅十間斗之出口付、湯川江無滞相流居、此外ニ小キ水溜り七ヶ所有之候得共、皆々高みニ有之候故、譬、溢レ出候ても、前段右水溜并ニ湯川流出可申ニ付、如先般泥水一時ニ押し崩し候儀ハ有之間敷与相聞へ、尚更此後時々見分ノ者指遣し、若相替儀も有之候得者、急速可申渡候」⁽⁶⁵⁾とあって事実である。新庄新町の寺小屋旦那の被災の様子も実際にあった話ではないかと思わせる。

さて口説のテーマは人心のありようと世の中がともに連動していることを示すことであつたが、災害がなぜ起きたのかを論じるなかでこのテーマは再説されて

いる。

[史料11]

こんな哀れは何から起こる。人に連れ添う世の中なれば、吾ら心身も泥水故に、口の地震は身震い出し、瞋恚のほむらで一度で崩れ、貪欲泥で谷口止まり、慈悲の情は一水いだす。口の大水は八万四千。六根具足し、谷々までも、のまえ切り立て、一度にいでる。腹の山ン中は人知れねども、上滝細口、突き出る時は、口の大水、貪欲泥よ、瞋恚の岩は炎を吹いて、われもわれもと出るその時は、神や仏も飛び去りなさる。口や貪欲、瞋恚の起こり。未来、後生の田地を荒し、慈悲や情の家・土蔵流し、頓生菩提の宝もすたる。昨日は善人、御長者さんも、今日は三悪六道に迷う。それに一つの話がござる。坊主・役人・商売先も、みんな乱れて妖怪ばかり。御笠下にて恐れもないが、悪るさ働くこの節ゆえに、地震来りて心中を知らず。もはや一夜の日暮れのわれら、心払いて得意を求め、ドンドンドと鳴るその音は、十里四面は山鳴り渡る。山の鳴るたび大地は動く。さても哀れな話でござる。泥で命を捨てたる人は、毎夜毎夜さ、「助けてくれ」と、一度はずれるこの娑婆なれば、聞けば恐ろし、身の毛はよ立つ。後生の大事を取り迷いなく、地震無き国待ち受けしやんせ。ヤンレイヤンレイ。

「人に連れ添う世の中なれば」ということでテーマが繰り返され、人心と地震・洪水の災害がパラレルに表現されている。これは表現上単にパラレルということではなく、人心のありようが災害をもたらしたものであるという唯心論的な思惟があるのである。いま再度整理すると次の通りである。

【人心】	=	【世の中】
吾ら心身も		泥水
口の		地震
身		震い出し
瞋恚のほむらで		一度で崩れ
貪欲で口止まり		泥で谷口止まり
慈悲の情は		一水いだす
口は八方四千六根具足し、		一度にいでる
		大水は八万四千、谷々までも、のまえ切り立て、一度にいでる
腹の中は人知れねども		山ン中は人知れねども

細口、突き出る時は 上滝細口、突き出る時は
 口、貪欲よ 大水、泥よ、
 瞋恚は炎を吹いて 岩は炎を吹いて
 われもわれもと出る、 われもわれもと出る、
 その時 その時
 神や仏も飛び去りなざる 神や仏も飛び去りなざる
 口や貪欲、瞋恚の起こり、田地を荒らし
 未来、後生の田地を荒し
 慈悲や情を流し 家・土蔵流し
 頓生菩提もすたる 宝もすたる
 昨日は善人、御長者さん 昨日は善人、御長者さん
 も、今日は三悪六道に迷う も、今日は迷う

「吾ら心身」とあるように、我々の心身は口・身をキーワードとして語られ（意は明示的ではないが、三業としての身業=身体的行動、口業=言語表現、意業=意志、を下敷きにしてしていると思われる）、我々の心身が瞋恚・貪欲（痴も明示的ではないが、三毒としての瞋恚=怒り恨むこと、貪欲=欲の深さ、痴=真理を知らないこと、を下敷きにしてしていると思われる）という煩惱で満ち溢れていることが原因で、神仏が飛び去り、その結果として地震・洪水という地獄・餓鬼さながらの災害をもたらし、三悪六道に迷っていると見ているのである。

洪水災害で化物が出現したことは、実際それを伝える史料も少なくないわけであるが、これは【世の中】で化物が出現したことであり（「谷の瀬につき、あまたの化物、川の下へと逃げ出しまして、川を荒らかし、人取り喰らい、七つ下がれば川淵よけの、水の中より火炎をいだし」、当然【人心】においてその原因があることになる。それが「坊主・役人・商売先きも、みんな乱れて妖怪ばかり、御笠下にて恐れもないが、悪るさ働くこの節ゆえに、地震来りて心中を知らず」として、「坊主・役人・商売先き」ということになる。つまり洪水害の中で化物が出たことと（【世の中】、「坊主・役人・商売先きも、みんな乱れて」「心中を知らない」（【人心】）妖怪という化物になっていることは密接に関係している（洪水災害の中で化物が「流れ灌頂」という經典読みによって退治されたように、仏教によって人心をあらためる必要性が示唆されているのである）。

「一夜の日暮れのわれら」が【人心】において「心払いて得意を求め」る限り、【世の中】では「ドンド

ドンドと鳴るその音は、十里四面は山鳴り渡る。山の鳴るたび大地は動く」という山鳴・大地震動はなくならないのである。それゆえにこそ泥流で落命した人が亡霊と化して夜中「助けてくれ」と叫ぶ身の毛もよだつこの娑婆世界の姿の意味を恐れ、「後生の大事を取り迷いなく」求めて、世の中で「地震無き国」を待ち受けよということが言われるのである。

再説すれば、ここには世の中の地震・洪水による災害を通して、まず我々の心身のありようこそが原因として顧みられ、その上にたつて自らの心中を気づかず「妖怪」と化した「坊主・役人・商売先き」が厳しく指弾されているのである⁽⁶⁶⁾。

広瀬誠はこうした口説が門付けされた可能性を指摘している⁽⁶⁷⁾。「口説」そのものが地震・洪水の被災者への慰撫となり、また災害によってなくなった者への鎮魂でもあり、こうした災害を通して自己の心身・世の中を顧みることを促す役割を果たしていると考えられる。

地震・洪水被害後の社会において、霖雨が降り続き、凶作への不安が予想以上に広がり、加賀藩の失政もあって米価は高騰する。そして都市細民・山方農民が主体となって加賀藩領で打ちこわし・騒擾が続発する。こうした打ちこわし・騒擾が一段落することから翌年にかけて疫病が流行する。こうした事態は一つの社会不安が露わになり終息しはじめると、次の社会不安が引き続いて起きるということであり、不安材料は途切れることなく続いたのである。

地震・洪水被害後の社会では、復旧が本格化しはじめると⁽⁶⁸⁾、被害を受けた景観はゆっくりと変貌しはじめ、災害以前とはことなった景観がたちあらわれる⁽⁶⁹⁾。また地震・洪水の被害が落ち着く、あるいは災害復旧でおそらく落ち着いたところに家・村・氏子圏など社会の各レベルで災害そのものをなんらかの意味で記憶に留める作業がなされはじめ、災害そのものを全体として描く「口説」などもあらわれて、ゆっくりと地震と洪水の記憶が地域の集合記憶としてまとまっていくのである⁽⁷⁰⁾。

註

- (1) 『魚津言上留』第1冊6月29日付、6月28日付、6月29日付。同書は魚津在住役の成瀬主税正居筆(拙稿「安政の大災害関係史料(一)」(『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第7号、2006年3月、参照)。なお同書第1冊の引用については6月11日までは拙稿「安政の大災害関係史料(一)」、6月12日～12月27日までは拙稿「安政の大災害関係史料(二)」(『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第8号、2007年3月)によった。
- (2) 『日本国語大辞典第二版』第9巻(1972年12月、小学館)。
- (3) 若林喜三郎著『加賀藩農政史の研究』下巻史料編16(1972年3月、吉川弘文館)。別本として「近山仙人之操言」(『加賀藩史料』幕末編上巻、1958年、前田育徳会、抄録)、「近カ山之仙人のくり言」(『金沢市史』資料編6近世4、2000年3月、金沢市、抄録)がある。
- (4) 『高岡史料』下巻(1972年10月、名著出版)79・80頁。
- (5) 『魚津言上留』第1冊6月28日付。
- (6) 『魚津言上留』第1冊7月13日付。
- (7) 『魚津言上留』第1冊6月29日付。
- (8) 『魚津言上留』第1冊6月29日付。
- (9) 『魚津言上留』第1冊6月29日付。
- (10) 安政5年は郡によって異なるが、結果的には凶作というより不作である。註(1)拙稿参照。
- (11) 高瀬保「加賀藩の米価表」(『日本海地域史研究』第1輯、1980年6月、所収、のち高瀬著『加賀藩流通史の研究』、1990年4月、桂書房、に所収)、水島茂『加賀藩・富山藩の社会経済史的研究』第6章「安政期の藩政」(1982年9月、文献出版)参照。
- (12) 註(11)水島前掲書では、安政期の藩政(横山隆章政権)について藩内守旧派と領内商業資本層の代弁者とする指摘がある。また註(3)若林前掲書第3編第2章第1節「安政の三州大一揆」参照。
- (13) 『魚津言上留』第1冊7月28日付、8月27日付。
- (14) 『魚津言上留』第1冊7月15日付、10月4日付、10月13日付、12月付。
- (15) 『富山県史』通史編IV近世下第10章第4節6「幕末期の打毀し」7「幕末の小作騒動」(1983年3月、富山県)、田中喜男『幕藩制都市の研究』第5章第2節「安政期、越中高岡町の打ちこわし」(1986年4月、文献出版)参照。
- (16) 新田二郎「ばんどり騒動新論—越中の世なおし状況—」(楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』(1989年5月、思文閣出版、所収)。
- (17) 『魚津言上留』第1冊6月15日付。他に6月10日付、6月12日付にも所見。
- (18) 『魚津言上留』第1冊6月21日付。能美新村的打ちこわしについては6月18日付にも所見。
- (19) 『魚津言上留』第1冊7月21日付。
- (20) 註(3)若林前掲書参照。
- (21) 『魚津言上留』第1冊7月15日付、7月17日付。
- (22) 『魚津言上留』第1冊7月22日付。
- (23) 註(3)若林前掲書参照。
- (24) 『魚津言上留』第1冊7月21日付。
- (25) 『魚津言上留』第1冊7月21日付。
- (26) 『魚津言上留』第1冊7月22日付。
- (27) 『魚津言上留』第1冊7月19日付。
- (28) 『魚津言上留』第1冊7月19日付。
- (29) 『魚津言上留』第1冊7月21日付。
- (30) 『魚津言上留』第1冊7月21日付。
- (31) 『魚津言上留』第1冊7月22日付。
- (32) 『魚津言上留』第1冊7月22日付。
- (33) 安政7年7月新川郡朝日町・東岩瀬・水橋・魚津の件は未確認。
- (34) 別本「近山仙人之操言」では「如此之事は、御国初以来二百五十年之間に未曾有之變事に而、今一際甚敷騒立治り兼候へば一揆といふ程之事なり。されど其後は治りたり。誠に容易ならざる事にて、可恐又可歎事也」(『加賀藩史料』幕末編上巻)とある。
- (35) 『魚津言上留』第1冊10月4日付。
- (36) 註(15)前掲『富山県史』通史編IV近世下参照。
- (37) 註(15)前掲『富山県史』通史編IV近世下参照。
- (38) 鎌田久明は藩政期を通じて新川郡では農民一揆らしいものはなかったとし、ただひとつの事例は安政5年10月の三位組・五ヶ庄組の小作争議としている。これについて新川郡では早くから農民層の下向的分解が進んだが、貧農=小作人層は全体としておしつぶされたまま反封建闘争に立ち上がれなかったが、領主と地主の二重の収奪下におかれた貧農=小作人層の反封建闘争がようやく芽を吹いたことを示すとしている

『日本近代産業の成立』第11章「安政五年加賀藩一揆」第12章「明治二年越中ばんどり騒動」、1963年9月、ミネルヴァ書房、参照)。なお宮沢誠一は安政5年の米騒動(大一揆)自体について「この米騒動は、内部に世直しへの萌芽を含み、幕末期の加賀藩を根底から動揺させるものであったが、その『目的意識の不明確さ』と『孤立分散性』の故に、強大な藩権力の前に個別撃破されてしまった。しかし、幕末期の加賀藩が、内外の諸矛盾の累積によって封建的危機を一段と深化させていた時点に、民衆がこのような新たな闘争を展開したことは、その後の藩の政治動向を強く規制せずにはおかなかった」としている。とすれば安政の大一揆(米騒動)で比較的穏やかであった、あるいは目立った農民一揆がなかったという新川郡で、どこまで「世直しの萌芽」があったのかを考える必要がある(「加賀藩尊攘運動と安政の米騒動——『草莽』の行動の分析を通じて——」鹿野政直・高木俊輔編著『維新変革における在村的諸潮流』、1972年11月、三一書房、所収、参照)。新田二郎は「安政の大一揆」下の越中の状況と「越中ばんどり騒動」下の越中の状況を比較して、封建的危機がどこまで深まったかを問い直す試みをしているが(註(16)参照)、なぜ新川郡が比較的穏やかであったのかは論じてはいないので、依然として先の問題が残っていると考える。

- (39) 安政5年11月に島・大田・高野・上条組に100石の町方施米を行った泊町与三左衛門のことであろう。「3被災者の救済(3)4月の洪水被害と救済i町方施米」参照。
- (40) 『富山県史』史料編Ⅳ近世中(加賀藩下)(1978年3月、富山県)834号。
- (41) 註(40)前掲『富山県史』史料編Ⅳ近世中(加賀藩下)837・838号。
- (42) 註(40)前掲『富山県史』史料編Ⅳ近世中(加賀藩下)835号。
- (43) 『魚津言上留』第1冊11月5日付。
- (44) 註(16)新田二郎論文では安政5年の大一揆と明治2年のばんどり騒動との比較が試みられているが、まだ検討の余地はあると考える。
- (45) 『氷見市史』通史編1古代・中世・近世第9章第1節「幕末の変動と加賀藩政」(2006年3月、

氷見市)参照。

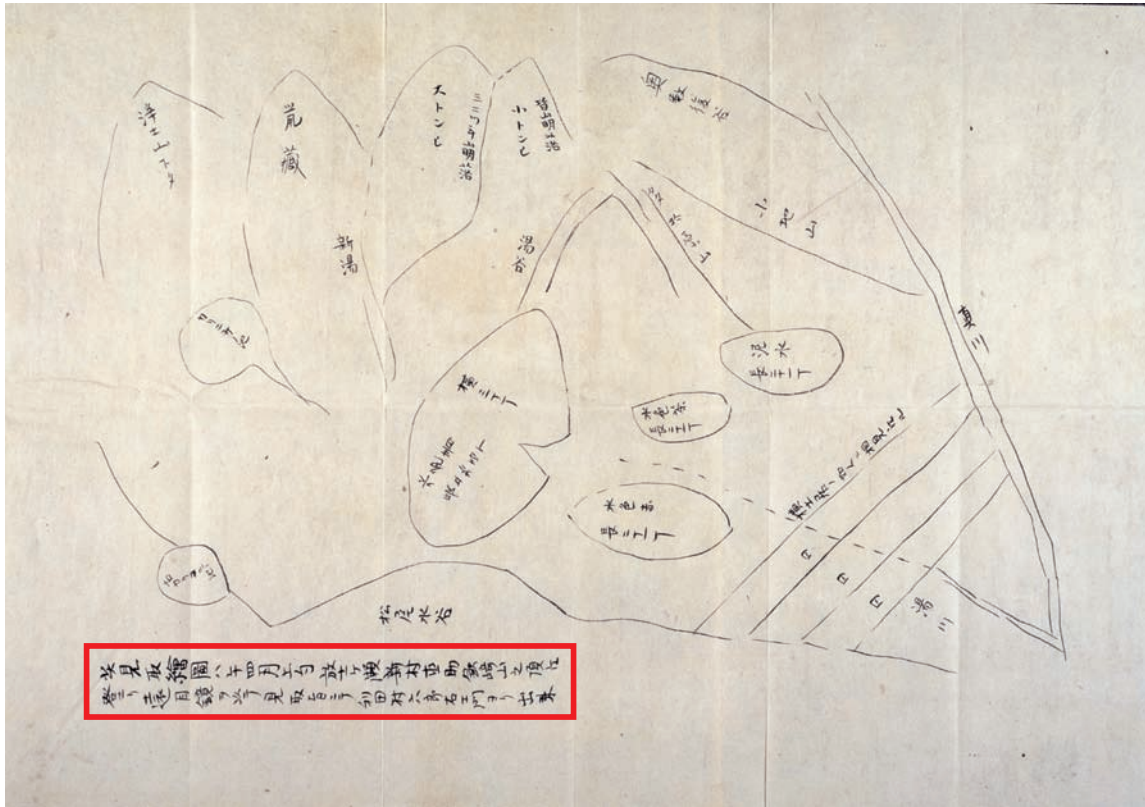
- (46) 富山県編『越中史料』第3巻(1972年4月、名著出版)645頁。
- (47) 註(46)『越中史料』第3巻641・642頁。
- (48) 註(46)『越中史料』第3巻642・643頁。
- (49) 『輪島市史』資料編第2巻378頁(1972年11月、輪島市)。
- (50) 註(46)『越中史料』第3巻645頁。
- (51) 『高岡市史』中巻[三]社会政策五疫病(1982年11月、高岡市、増補版)参照。
- (52) 註(46)『越中史料』第3巻643・644頁。
- (53) 『新湊市史』(1964年8月、新湊市)
- (54) 註(46)『越中史料』第3巻645頁。
- (55) 『加賀藩史料』幕末編上巻(1958年3月、前田育徳会)
- (56) 富山県郷土史会校注『越中安政大地震見聞録』(1976年6月、KTB興産株式会社)所収。昇平堂寿楽斎(瀧川海寿一瓢)は富山藩800石の藩士、木村立嶽は同藩の絵師(広瀬誠『地震の記憶—安政五年大震大水災記—』2000年2月、桂書房、参照)。
- (57) 註(56)『越中安政大地震見聞録』所収。著者は富山藩士で500石の野村宮内と推測されている。註(56)広瀬誠前掲書参照。
- (58) 『立山町史』下巻348頁参照。
- (59) 『立山町史』下巻427頁参照。
- (60) 『立山町史』下巻335・344頁参照。
- (61) 『立山町史』下巻420頁参照。
- (62) 『立山町史』下巻423頁参照。
- (63) 註(56)広瀬誠前掲書参照。
- (64) 註(56)前掲『越中安政大地震見聞録』201・202頁。野村集落本『安政五年大地震大洪水記』にも「犀・スッポン・赤蛇など、その他わけのわからぬ化け物が数多く出現した」と伝えている。また『正訓吉凶帳』(『砺波市史』資料編・近世)にも「長さ1メートルほどで色赤く、目の光金色に輝く鬼のような怪物が十二、三人ばかり出現したとしてその絵まで書き添えている」という。『寅刻大地震始末』(瑞龍寺文書)にも「形は人のようで水掻きのある獣が多く流出し、人を取って食ったという。これは河太郎(河童)というものかと思うが、よくわからない」とある。ほかにも加越能文庫『立山大破損届聞取書』な

どにも記されている(藤井環境地質研究所編『古地震被害調査研究報告書その二(平成8年度)』(私家版)、註(56)広瀬誠前掲書参照)。

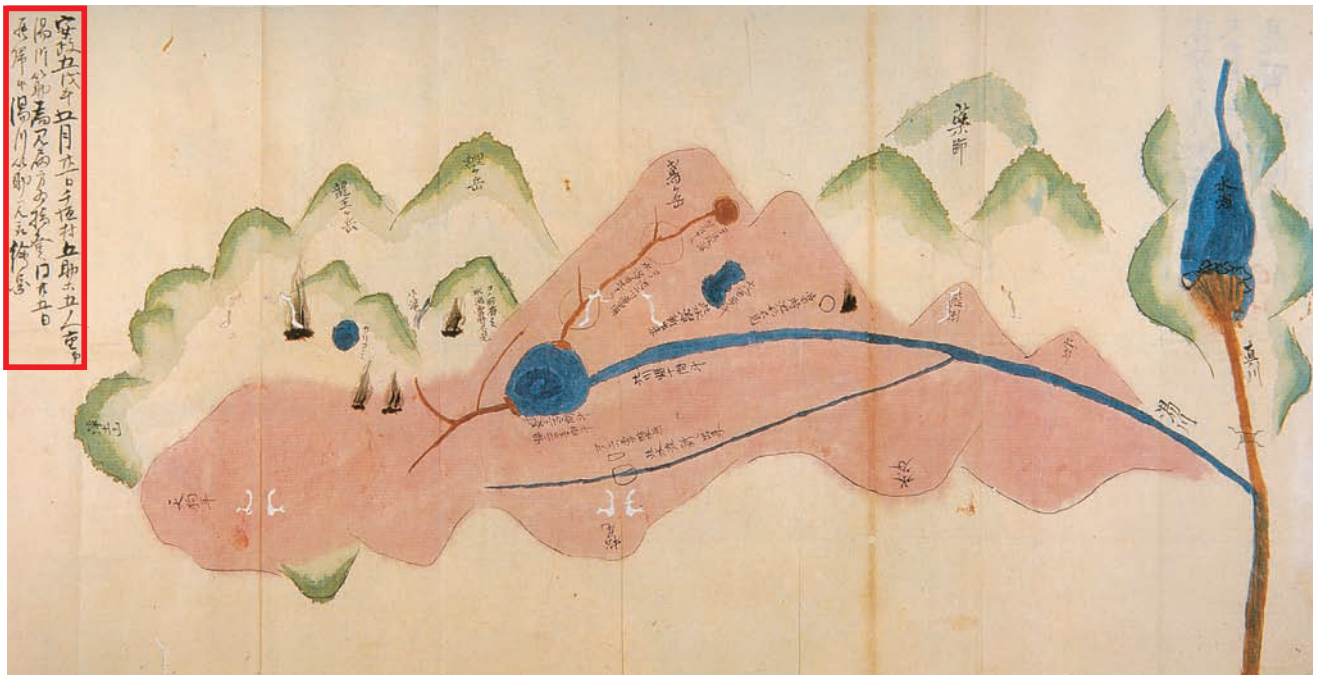
- (65) 註(56)『越中安政大地震見聞録』184頁。
- (66) 口説におけるこうした指弾が共感される可能性が高いのは、早くて安政5年の大一揆後であろう。また遅くても明治2年のばんどり騒動であろう。なお午三月付の立山別当岩峠寺衆徒注進書では「其儀ハ立山三災之証ニも破滅する事なしと神託ニ有之候へ者、今更立山温泉等之地震之大難事、誠以御神慮恐敷次第与奉存候、尤前頭ニ申上候通、温泉并千手ヶ原皆是女人禁制之靈地与開祖より之教戒ニ而、先達而相聞来候之処、近年右両所共下夕主附之所業ニ依て、女人猥ニ入込候儀ハ、弥々御神慮ニ不相叶候て、右様之大難事与衆徒一統感ジ入、今更温泉場之辺ニ大煙未止震動等異変有之候而ハ、此後如何様之儀出来候哉与、一統誠ニ当惑至極罷在申候」(註(56)前掲書188・189頁)として、女人禁制の立山に女人がみだりに入り込んでいるために地震が起きたとする見方もある。
- (67) 註(56)広瀬誠前掲書参照。
- (68) 現在、我々が目にする風景・景観は安政の大災害後のものである。地震・洪水の各被害そのもの、あるいは被災からの復旧はその都度景観を変貌させてきたと考えられる。景観の変貌を言語化することは容易ではないが、立山カルデラ博物館編『越中立山大鷲崩れ—古絵図が語る安政の大災害—』(1998年3月、立山カルデラ砂防博物館)に地震・洪水災害の絵図が集成されている。
- (69) 安政の地震・洪水の災害が人々にとって何を意味したかは丹念に問われるべきであろう。塚越村の忠次郎家は安政5年の地震・洪水の災害後、家と田地を奉公人に託して妻とともに離村して奥州に赴き、明治元年(1868)10月に帰村し、明治2年のばんどり騒動の棟梁のひとりとなっている(『富山県史』通史編V近代上第1章第1節「二、民衆の動揺とばんどり騒動」、1981年3月、富山県)。
- (70) 明治24年(1891)7月の大雨によって富山県内の各河川で洪水が発生し、8月オランダ人技師ヨハネス・デ・レーケは常願寺川水源調査の

ために富山県に入り、西師意の案内で調査は行われ、西が「此暴流を治むるに就いて師が抱かるゝ所の意見は如何」と尋ねて、ヨハネス・デ・レーケは「(工師答ふ)大鷲山崩れて常願寺川が非常の土砂を流したるは三十余年前の事なり、而して当地方の人民は大鷲山の山崩を以て罪を地震に帰するのが如しと雖も予は敢て此説を信ずる能はず、予の想像する所に依れば湯川近傍の山岳、崩壊し初まりたるは嘗に三十余年前の事にハあらずして遠く数百年以前に起りたるの事たり、其証拠としては常願寺川目今の河身と其周辺の形状を見よ、川の初めて山を出つるや土地少々高く、其れより海口の方に向ひ扇を広げて斜めに傾けたるの趣あり、即ち川初めて山を出つるの点を扇の要目となし、其れより以下、河身を中央として左右に向ひ漸く低下するの状あるにあらずや、然り而して河身及び周辺をして斯かる形状をなすに至らしめたるハ必竟水源地方より流下する所の土砂漸く堆積して河身漸く高まりたるの結果なり、若し湯川近傍の地をして大崩壊を致さしむること極めて頻々たらざりしならんにハ常願寺の河流蓋し今日の如き形状をなすに至らざりしならんと思はる、予は以てらく日本の歴史にハ安政間の大崩を外にして立山山脈の崩壊したることを書き伝へざれども、必竟歴史家が之を漏らしたるに過ぎず、立山山脈の壊崩は決して三十余年前に始まりたるにあらざるべし」と答えているが、地域の人々には地震によって大鷲山が崩れて常願寺川に非常の土砂が流出したという記憶が刻まれていたことがわかる。しかしヨハネス・デ・レーケは立山山脈・富山平野の地形を見てこれを否定し、立山山脈の崩壊・土砂流出は安政年間の大崩で初めて始まったのではなく数百年も前から始まったものとしている(『富山県史』史料編VI近代上164号、1978年10月、富山県)。ここには地域の集合記憶とヨハネス・デ・レーケが体現する近代工学とのズレがみてとれる。

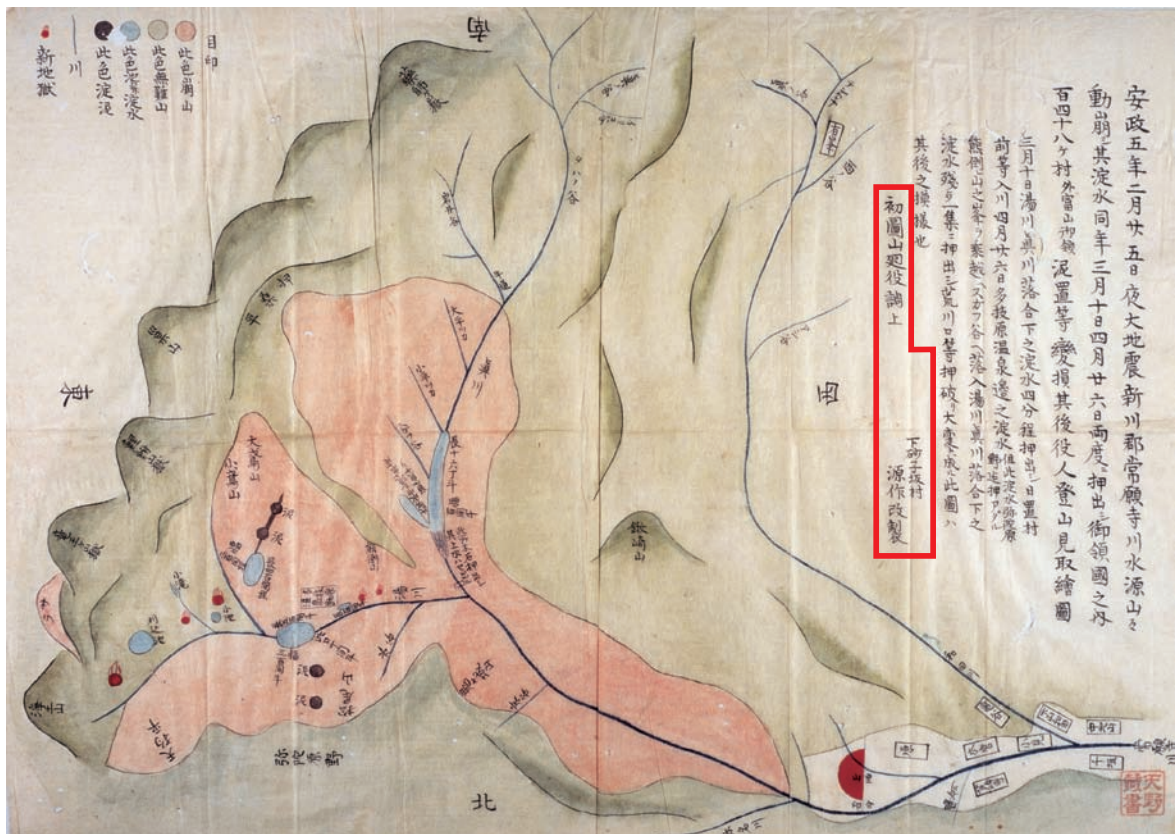
安政大災害 (1858) における加賀藩の災害情報と被災対応



口絵4 「立山大鷲崩見取絵図」『杉本文書』富山県立図書館所蔵



口絵5 「安政五年地震立山大鷲山崩大水淀見取略絵図」『杉本文書』富山県立図書館所蔵



口絵6-① 「大地震非常変損之図」『加藤文書』羽咋市歴史民俗資料館所蔵

(山方図)

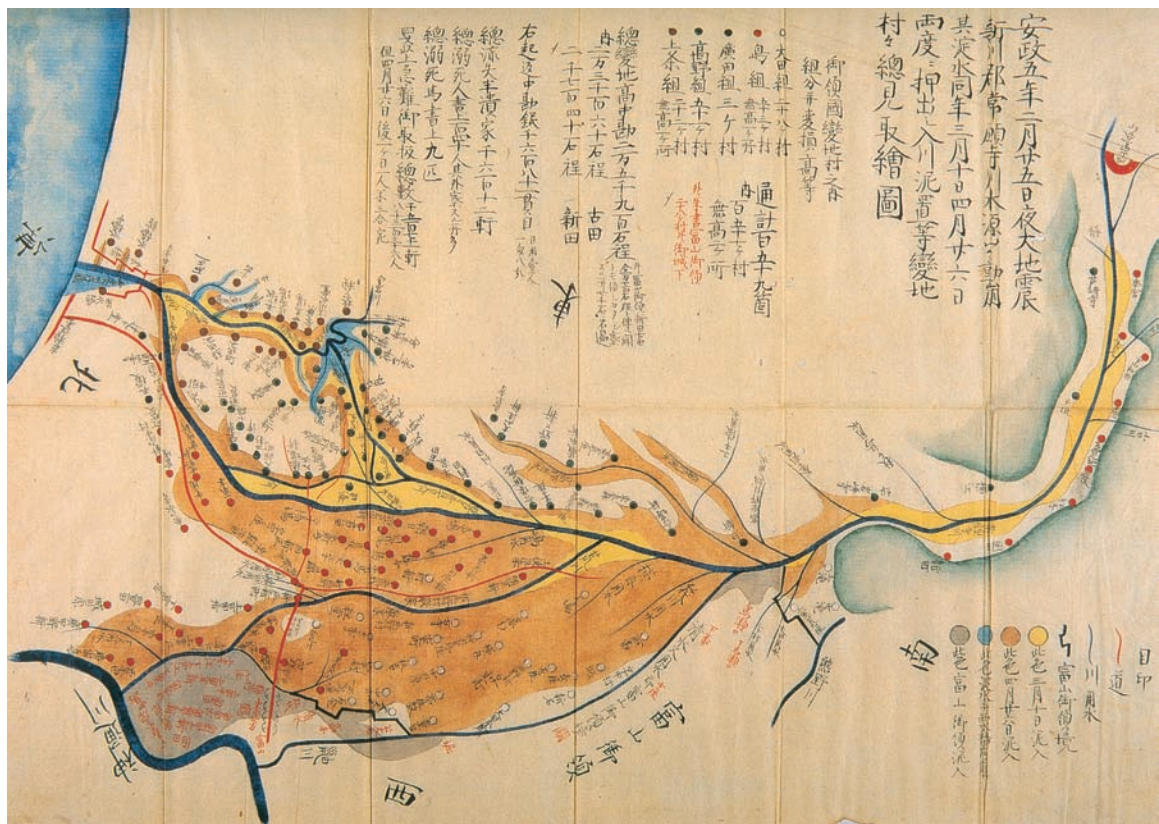


口絵6-② 「大地震非常変損之図」『加藤文書』羽咋市歴史民俗資料館所蔵

(里方図)



口絵7—①「安政五年常願寺川非常洪水山里変損之模様見取図」『岩城文書』滑川市立博物館所蔵 (山方図)



口絵7—②「安政五年常願寺川非常洪水山里変損之模様見取図」『岩城文書』滑川市立博物館所蔵 (里方図)

